
平成23年第3回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成23年6月13日(月)

1. 議事日程第3号

平成23年6月13日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1 番	廣 澤 俊 幸	2 番	大 谷 徹 子
3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	宿 利 俊 行	12 番	清 藤 一 憲
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大 蔵 順 一

議事係 長 小 野 英 一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	太 田 尚 人
教 育 長	本 田 昌 巳	総 務 課 長	帆 足 博 充
まちづくり 推 進 課 長	麻 生 太 一	環境防災課長兼 基地対策室長	平 井 正 之
税 務 課 長	帆 足 浩 一	福祉保健課長	日 隈 桂 子
住 民 課 長	村 口 和 好	建設水道課長兼 公園整備室長	梶 原 政 純
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	会計管理者兼 会 計 課 長	横 山 弘 康
人権同和啓発 センター所長	飯 田 豊 実	学校教育課長	穴 本 芳 雄
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河 島 公 司	行 政 係 長	石 井 信 彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆様をお願いします。

会議中は静粛をお願いします。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（高田修治君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

今期定例会の質問者は6名です。よって、本日13日とあす14日の2日間で行います。

会議の進行にご協力願います。

最初の質問者は、9番秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 皆さん、おはようございます。9番秦 時雄であります。

本日ここに、平成23年6月議会の一般質問において、トップバッターとして一般質問の機会を与えていただきましたことを大変光栄に思っております。と同時に、身の引き締まる思いであります。

私たち議員のバイブルである議員必携の中にも、「議員の一言一句はとりもなおさず住民の意見であり、住民からの声であると言うべきであり、議員が行う質問や質疑、討論は同時に住民の疑問であり、意見であり、評決において投ずる一票は住民の立場に立っての真剣な一票でなければならない」とあります。改めてこれを確認いたしまして、町民の皆様の声に耳を傾け、応えてまいる決意であります。

さて、東日本大震災から3カ月になりました。政府の対応の遅れから、避難所などでの生活を余儀なくされている方々はいまだに9万人を超え、原発事故の収束への見通しも立っておりません。被災された方々に対して衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

さて、本年の5月21日に玖珠町塚脇長野の小田原君江さん83歳が行方不明になりまして、24日目になります。いまだ消息がわからない中、ご家族の方々の心中をお察し申し上げ、一日も早く無事に帰ってこられることをご祈念申し上げる次第であります。また、不明になってから3日間にわたって玖珠町消防団の皆様の懸命の捜索に対して、心から敬意を表するものであります。

本日の一般質問は、子育て支援、そしてモラロジー跡地についてであります。それでは第1番、子育て支援、公立幼稚園の役割について質問をしたいと思います。

まず、近年は子どもたちを取り巻く教育と保育環境が大きく変化しております。核家族化、保護者の就労などにより、生活形態が随分変化しております。それとともに、保育ニーズも多様化されております。乳幼児保育の増加などによって、延長保育や土曜保育、または夜間保育などの拡充がさらにこれから求められることと思っております。特に少子化時代にあつて、母親の就労の増加の傾向の中において、幼稚園の将来的定員割れの予測、そして保育所への入所希望者が増加していくと考えております。

残念ながら、玖珠幼稚園は本年度は学級定員30人を割り込み、入学当時のニーズとしては15名の入園児になっておりました。このことは現代社会のニーズに答えられなくなった玖珠町立幼稚園と言っても過言ではないかと思っております。また、国が2013年度から実施を目指しております幼保一体化改革、未就学児が通う施設の名称をこども園に統一を目指しているようであります。しかしながら、当面は地域の実情に応じて幼稚園と保育所の併存を容認していく方向だと、そのように聞いております。

平成18年8月に玖珠町公立幼稚園の再編計画が発表をされました。そして、その8月より各4自治区において説明会が行われました。その町立幼稚園再編計画の説明会では、その中におきまして、玖珠町はこども園には取り組むことがないと明言をされました。こういうことを前提に、この子育て支援という立場から質問をさせていただきたいと思っております。

まず、公立幼稚園の役割ですね。後に続く定員割れについてと関連しますけれども、町の公立幼稚園をどういうふうに教育委員会は考えておられるのか、幼稚園教育のことについて伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） おはようございます。秦議員のご質問にお答えしたいと思いますが、町立幼稚園、公教育というようなことでございまして、私も広辞苑を調べさせていただきますと、広

辞苑では「公的関与のもとに広く国民に開放された教育」「公費で賄われるものに限っていう場合もある」というふうなことを書かれておりました。

玖珠町におきましては、昭和39年に町立幼稚園4園を設置して幼稚園教育を行ってきておりまして、一時期5園となりましたけれども、現在は3園で幼稚園教育を行ってきております。幼稚園は、学校教育法では幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長するということが目的としておりまして、私どももそのように教育をしてきたものでございます。

幼稚園は学校にも含まれるということでございまして、国、地方公共団体、私立学校法に規定します学校法人が設置をできるというふうになっております。幼稚園の設置は国、市町村のみならず、学校法人でも設置できるということでございますので、町立のみが幼稚園を設置しなければならないということではないというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 先ほど、初めに申し上げましたけれども、先ほど言いましたように就労形態が大きく変化しております。そして、今回こういうふうな幼稚園の定員割れということになったわけですが、この原因と、それともう一つは、今3園ある幼稚園、これは定員に対して今何人おられるのか、現段階です。

そして、さっき役割について、教育委員会としては、この公教育としての幼稚園教育の、これはやっぱり重要性というのはそういう立場の中でわかっておられると思うんですが、それにしてもこの幼稚園を継続していくためには、就労形態も変わって、お母さんの共働きなどによって幼稚園には預けられないと。かといって、それに代わる、幼稚園に預けられるいろんな施策が玖珠町において講じられているかといえ、それもない。町はどういうふうに幼稚園というものを考えておられるのかなということで、一つそこらを質問をしたわけでありまして、今の定員割れについて、どういうふうに今考えられておられるのか。これでいいんだ、これでもういいんだ、何も手を打たなくてもこれでもうしようがないじゃないかという、それで最終的に休園になり廃園になるという、そういう段階を踏みながら町民に、これは努力しましたけれども時代の流れでそうなりましてということで、それで済むのかどうかということですね。

そういうことで、定員割れ、これについて、どういう状況でこういうふうになったかということをおひとつ教育委員会から、教育長でも学校課長でもよろしいですけれども、説明をしていただきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） お答えします。

先ほど就学前教育、保育園それから幼稚園のことから質問が始まったわけですが、議員ご指摘のように、平成18年に現在の子どもを取り巻く環境、特に少子化にいかに対応するかということで、就学前教育のあり方について、就学前教育審議会を設置いたしました。その中に一定の方向が示され

ております。

幼稚園に関していいますと、2カ年継続をして1学級定員の過半数に満たない場合は募集を停止すると。それからもう一つが、これも大きいと思うんですけども、並行して「官から民へ」の基本方針を持って、町内の公立・私立全体の幼稚園、保育所のあり方を検討するというものでございました。

この間に、この方針を出しました前後しまして、18年の12月議会、再編反対の立場での、例えば八幡地区からは八幡幼稚園を残す会、それから、北山田地区にしますと北山田幼稚園を守る会、こういうところから再編反対の立場での陳情書あるいは請願が出されまして、これは議会で採択をされたことは議員さんご存じのとおりであろうというふうに思っております。これを受けまして、八幡幼稚園は一桁の入園数が長く続きましたので募集を停止いたしました。ただ、当初は廃園の方針でございましたけれども、そのような住民あるいは議会の動向を踏まえまして、休園という経過をとっております。

幼稚園、それから保育所の関連で申しますと、今教育委員会が考えておるスタンスでございますけれども、国のほうも長年の懸案事項でありました幼保の一元化、これは一体化とも言っておりますけれども、この動きが出たわけでございます。ご存じのように、保育所は厚労省の管轄、根拠の法令は児童福祉法。子どもにとっては、保育に欠ける子どもが入園できると。幼稚園については文科省の担当で、学校教育法、そしていわゆる就学前の教育、保育よりも教育に重点を置いた対応をします。

これはもう恐らく半世紀に近くなるんですけども、文部省と厚労省の対立がございました。一方では排他的なセクト主義と批判されたこともありますし、縦割り行政の弊害というふうに言われよったこともあるわけですけども、このことについて何とかしようということで、18年、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が成立をしたわけでございます。18年と申しますと、先ほど議員ご指摘のとおり、我々の審議会が発足をし、答申が出た段階でございます。

そういうふうな背景の中で、我々は一日も早い新しい制度をとということでございましたけれども、その先ほど申しました法律ですけども、保育に欠けない児童を4時間程度教育する幼稚園の機能、それと保育に欠ける乳幼児を長時間保育する保育機能を一体とした認定こども園制度が開始されたわけでございます。

これは厚労省でもない、文科省でもない、文科省と厚労省の協議会が設置をしたものでございまして、純粋に現在の政権である政府が、民主党が進めておりますような、例えば担当部署を子ども家庭省というものではございませんで、一方では妥協の産物という評判が新聞に載っていたとおりでございますけれども、そういう中での我々の就学前教育のあり方を求めなければならないわけでございまして、これは当然財源を伴うものでございますので、今後の動向、例えば現政権は23年、今の会期中に提案するというふうに以前から言っておりました。現段階では出ておりませんが、そういう制度的な方向とも合わせながら玖珠町の方角をこれからつくっていききたいと、そういうふうに思っております。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） それで、今教育長が申された、国の施策によってこれからどういうふうになるから、これから決まっていこうという予測のもとでございますけれども、私は平成18年の4地区の説明会、私も玖珠地区の説明会に出させていただきまして、私の説明した記述を見ると、玖珠においてはこども園は行わないという、そういうことで説明があったかと思うんですね。

それで、今回もそういう中で踏まえて私も説明するわけでありまして、今後、今教育長が言われたように国の制度、一本化するという制度に含みを持たせて、地域の実情によって保育園、幼稚園を分けてやっぱりやっていこうという、そういうことも容認していこうという方向もあるようでございますけれども、玖珠郡の保育協議会におかれまして、このこども園に対してはいろんな弊害があるということで、いろいろ、いろんな保育協議会の方からご説明を今日まで受けてきました。

もう一つは、それでは国の施策がそういう一本化になった場合どうなるのだろう、本当に職員は不安なんですけれども、それは当然こども園として本町もこれは考えるということですか。そこが聞きたいです。

○議 長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 各地区の説明会で具体的にどういう表現があったかちょっとわかりませんが、恐らく議員ご指摘のように、この18年にできた認定こども園、これは現在幾つもある幼稚園、それから保育所、これらの機能を廃止するのではなく生かしながら、幼稚園には保育所的な機能、保育園には幼稚園的な機能、いわゆる預かり保育等も加えたところなんです。そういうふうな狙いがあるわけで、言うならば現在の保育所と幼稚園をあわせ持ったような機能にするということが主な目的であったというふうに思います。そういうことから、その時点では恐らく認定こども園は導入しないというふうに説明があったかとは思うんですが。

それともう一つ、児童・生徒、幼児の減少、いわゆる少子化ですね。これでもう随分、最盛期の5分の1から6分の1になろうという状況。その中で、玖珠町すべて見渡しても認定の保育所、それから認定外保育所、さらに公立幼稚園、私立の幼稚園、これ経営も当然あるわけですが、そういう中で、いわゆる民間の教育施設、これらを見捨てて一方的に町だけの考えで進めるわけにはいかないと思うわけですね。

というのは、今までも共存共栄、あるいは町が園児を収容し切れない場合には私立幼稚園をお願いをしまして、そういう共存共栄をしてきたわけでございますし、そういう過去もございますので、絶対数が減る現状においては「官から民へ」という大きな審議会が出した方針に沿いながら、沿いながら、民間経営者とも話をしながら、全体がスムーズにいくように検討していきたいと。

ですから、その時点ではどういう表現だったかわかりませんが、認定こども園は今後全く無視するというわけにはいかないかと思っています。それは制度で、国の制度であるからでございます。

以上です。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 国の制度になれば、そういう形にならないと非常に国からの支援金とかそう

いうのも受けられないと。いろんな問題もあるかと思います。また、私学の、今言われたように非常に私学は私学として、建学の精神で創立をして経営してきているわけでありますから、そういう形で私学も無視することもできないということなんですけれども、前の質問に戻りまして、幼稚園の定員割れですね。これについてちょっと伺いたいんです。

それは、この定員、入園対象者児童の推移というのがこの平成18年に玖珠町立幼稚園再編計画の中に示されております。それを見ますと、まず玖珠幼稚園に入れる対象の児童が、これは23年度は59人ということになっております。59人。これは18年度の推計でありますので今どうなっているかわかりませんけれども。そして、23年度の見込みは一応35人となっております。それが今15人ということなんです。

そこら辺の減ったという理由ですね。それはどうして減ったのか、やっぱり教育委員会として明確に答えていただきたいなと思っております。

○議長（高田修治君） 穴本教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 今議員の、幼稚園の子どもさんが減ったということでございますけれども、先ほども言われましたように、今年度森幼稚園が今23名、玖珠幼稚園15名、北山田幼稚園15名で新学期始まったわけですが、玖珠幼稚園、これまで最低でも2クラスの維持があったわけですね、議員おっしゃるとおりでございます。森幼稚園と北山田幼稚園のこの園児数については私も予想しておったんですが、玖珠幼稚園はそういうところから過去最低でも2クラスあったものですから、そのぐらいは維持できるだろうと考えておりましたけれども、今回、今年度はこのように少なくなっております。

さて、その理由はということでございますけれども、議員おっしゃられましたように、やはりこれは共働き、あるいは片働き家庭の状況ということで、2時に、子ども2時まで今保育をしておりますけれども、2時に降園しても家に子どもさんを見る方がいない、あるいは夏休みですとか冬休みですとか長期休業中でも家で見る方がいないということから、幼稚園はなかなか難しいので、例えば保育園等にそのまま預けたという結果ではなかろうかというふうに私考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 今課長がおっしゃられたように、原因はそこにあると思うんですね。

それで、先ほど一番初めに申しましたが、このままの体制で、尚且つ、ずっとずっていくのかですね。最終的にはもう、今時代の要請にこたえられなかった、それがもう結果だと思うんですね。ですから、これからどうして、どういうふうにしてこの公立幼稚園を存続していくか。

3番目の、保護者ニーズに応えられる体制を図るべきであるということですね。4歳児の受け入れ、幼稚園のですね。今5歳児のみとなっております。そしてまた、ロにありますように預かり保育ですね。これは預かり保育。当然、幼稚園教育は3歳児と4歳児と5歳児ですね。玖珠町は初めから5歳児ということで、ほかの公立の幼稚園は4歳児、5歳児を受け入れているところが多いんじゃないか

と思うんですね。そういう中で、5歳児だけと。

ですから、この4歳児の受け入れ、そしてまた預かり保育、これは保育時間の延長ということで、これはもうちゃんと、預かり保育に関しては、平成12年の幼稚園教育要領にこの預かり保育、これはできるようになっていると思うんですけれどもね。そういうことで、認められているということですね。こういう考えは、今後玖珠公立幼稚園にそういった4歳児の受け入れ、そして預かり保育を行う、そういう考えはあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 議員の今の4歳児の受け入れ、あるいは預かり保育でございますけれども、先ほども教育長申し上げましたとおり、幼稚園の再編計画では「官から民へ」という方向でございます。この再編計画からいきますと、4歳児の受け入れというのは今のところ考えがないということでございますけれども、延長、預かり保育、保育時間の延長でございますけれども、幼稚園は4時間の保育ということでございまして、私どもはこの4時間を延長しまして、現在は午後2時まで延長しておるところでございまして、全然やっていないかということそうではない、2時間プラスしておるところでございますので、これは私どももということでございますけれども。

あと、これを5時までにするとか6時までにするとかいうところになりますと、これはまた民間の保育所、幼稚園等のこともございまして、やはりそこにも経営がございますので、そこらあたりとどうバランスをとるのか、いろんな面で経営を圧迫しないのか、そういったことも考えていかなければならないというふうに私は考えております。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） それで、4歳児の受け入れ、預かり保育について、国の方針が、幼保一本化が今後どうなるかということであります。しかしながら、現段階において、これは公教育として幼稚園保育を行っているわけでありまして、これはどうしよう、玖珠町何らかのこれ、このままでは減っていきますよ、だんだんと行く子どもたちが。

しかしながら、民間の幼稚園とか保育園のバランス、バランスと言ったらおかしいですけども、考えるのも大切なことだとは思いますが、大体ずっと子どもの、児童数の推計の対象者を見ると、余り極端には減っていないんですよ。減っていないんです。15名になったからその地区の対象者が減ったというわけではこれはないと思うんですよ。

これをずっと見まして、玖珠幼稚園でしたら平成18年は66人対象者がいて、19年60人、20年には74人、21年には79人、22年では71、それで23年度は59名でした。そういうふうに、減ってはきていますけれども。それで、1クラス30人という、そういう中で今やっておるわけでありまして、やっぱりこの幼稚園を継続するにはきちっと教育委員会、町の方針をきちっと決めて、本当にこれから幼稚園教育として、公教育をこれからきちっと町がやっていくのか、そこら辺がないと、減ったからもう廃園にしましたでは、これは余りにも無策な気がいたします。

そこで、後からまた町長にも、民間の、民間企業の考え、それに対していろんな手を打つと思うん

ですよね。いろんな手をですね。さっき言ったように、4歳児の受け入れ、預かり保育、それは何らかの形で図るべきだと思うんです。私は九重町の人からよく聞かれるんですよ。九重町の比較、これは、九重町は幼稚園、保育園全部公立であります。それで、玖珠は、玖珠町の幼稚園の、公立の幼稚園は5,300円でしょう。そして、対象が5歳のみ。給食費が4,100円。そして、保育時間が8時から2時までですね。九重町は保育料が4,800円、対象児4歳と5歳、そして給食費が3,700円、そして保育時間が7時45分から午後6時まで、こういうふうになっております。

そしてまた、一時預かり事業として、これもやっておりまして、玖珠町も認可保育園でやっておられると思うんですね、預かり保育。その中で、やはり保護者負担金、九重町は1日1,200円なわけですよ。たしか玖珠町は5,000円じゃないかと思いますね、1日預かったら。そこら辺の大きな開きがある。

そしてまた、臨時に、特別に何かあったときにそれを受け入れてくれる。8時から6時。休業中の預かり保育。それは土曜日も含めて。祝日・休日は、これは対象外でありますけれども、月火水木金土まで何かあったときに預かってくれる。1,200円、1日。おやつ代も含む、給食代も含むと、そういうふうになっております。

ですから、この同じ玖珠郡で玖珠町と九重町、同じ文化圏。就労もこっちに来ている方がおられます。親戚もお互いに深い親戚関係がありますし、行き来もしています。そういう中で、玖珠と九重のこの幼稚園に対する、また保育に対するこの開きというのは、何でこんなかとよく聞くんですよ。

だから、そういうことで、ぜひともやはり今4歳児の受け入れ、預かり保育についても、まだまだ国の施策が今後決まる中で、いろいろまたその政策の中できちっとしなきゃならんとおっしゃられましたけれども、今のところ4歳児の受け入れ、預かり保育については、玖珠町といたしましてはしませんということではよろしいのでしょうか。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 先ほども申し上げましたように、幼稚園は4時間でございますから昼で終わるということですが、私どもはこれを延長して今2時までやっておるということです。

それから、4歳児の受け入れは、再編計画のもとでは、今のところ受け入れるという再編計画にはなっていないということでございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 一応教育委員会の考えはもうそういうことということで、これをこれからこうしていく、ああしていくとか言ってもしょうがないけれども、その開きが余りにも大き過ぎる。同じ子育てにしても、開きが大き過ぎる。これは、やっぱり町も教育委員会もよく外とのバランスを見ながらやっぱり考えていかなきゃならんと私は強く思うんですよ。

時間が過ぎますので次にまいります。

4番目に、公立幼稚園、私立幼稚園と保育園の保護者負担の格差について、どのような見解なのか伺いたい。町立幼稚園と私立幼稚園の保育料の格差。玖珠町、私立幼稚園は1園あります。その格差というのはやっぱり3倍ですね。保育料は3倍を超えます。この現状に対し、公立幼稚園の運営は、

町が経営者でありますから公費で賄われております。ほとんど全額町負担ではないかと思います。

平成23年度玖珠町一般会計予算書の幼稚園総務費が、本年度は6,195万1,000円計上されております。一般財源から、税金から5,692万9,000円、ほとんど92%が一般財源からの拠出ということになっております。すなわち、税金から支払われているということでございます。逆から言えば、町立幼稚園に入園しなくても、町立幼稚園に対して私たちの税金、玖珠町に住んでいる人たちは税金を支払っている。その中の税金が町立の幼稚園の中に投入されているわけですね。しかしながら、その町内にある私立幼稚園児の保護者からも税金をもらっておるわけですが、税金をですね。いろんな町税とか固定資産税とか、それをいただいております。しかし、その玖珠町の一般財源、それらの一般財源からこれらの私立の幼稚園にいろんな形で補助金がいけばいいんですけれども、町からですよ。これは後で述べますけれども。要するに、そういった税金の一部が町立幼稚園に使われていると。運営費に使われています。これは、町立幼稚園と保護者にとっては、大変に私は不公平ではないかと思うんです。不公平ですね。ということで、この格差についてどういうふうな見解を持っておりますか。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 格差という質問でございますけれども、保育園のほうは、玖珠町保育所保育料徴収規則によりまして、まず保護者負担が決められております。それから、私どものほうも、幼稚園も、これは幼稚園の授業料規則によって決められておりますし、私立幼稚園のほうは私立幼稚園でまたそれぞれ決められておりますので、これはまた先ほど申し上げましたが、町立幼稚園は4時間保育のところを今2時間で、議員言われたとおり5,300円の授業料でございまして、学校給食費が4,100円、そのほか教材費等がございますので、約1万2,000円ぐらいを今いただいているというふうになっております。

また、私立幼稚園のほうはおよそ1カ月が、ちょっと正確な数字じゃございません。授業料が1万3,000円あたりではないかと、私ちょっと、ちょっと正確な数字、今持ち合わせていないんですけれども、そのぐらいで、いろんな給食費等も含めると2万円ぐらいになるのではなかろうかというふうに私は今考えております。

先ほど申し上げたように、そういうそれぞれの決まり、それぞれございますので単純には、保育での時間によります単価では、これは差がありますから比較はできないのかなというふうに思っておりますけれども、後は、税の再配分という部分では、いろんなところではどんなふうに、もうちょっと整理をして考えていかなければならない部分があるのではないかと。ここらあたりはもうちょっと検討の余地があるかなと思っております。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） もう今課長が言われたように、税の再配分ですね。これはやっぱり考える必要があるということで、実にそのとおりであります。私立幼稚園、各年によって保育料が違うんですけれども、1万9,000円、1万6,000円、そういうぐあいの保育料。それにまたいろんな施設費とかいろいろ絡みますともうはるかに、2万2,300円とか、もうそういうことになるわけですね。

ですから、今私、学校教育課長が私学の授業料がどのぐらいかというのをはっきりわからなかったという、そこら辺に僕は問題があるんじゃないかと思うんですよね。もう私学の場合は、町は関係ないと。あれ、私学の場合は直接県が——県ですよ。県ですね。だから、町ではないんですね。そこら辺、さっき言ったように同じ子育て支援、子どもたちを預かっている、そして玖珠町で子どもたちを育てていかねばならないという子育て支援の立場に立って、やはり私学であれ公立であれ、そして保育園でもやっぱりそのことをきちっと掌握して、その連携というのがちょっと足らんとやないかと私は思うんですよ。それをぜひ今後検討していただいて、私学にも目を注いでいく、それが一番大事だと私は思っております。

次にまいります。

それで、5番目の保護者の負担の格差ということで、負担の軽減で、私立幼稚園就園奨励費補助金の適用範囲の拡大をということであります。これは玖珠町の条例を見ますと、私立幼稚園就園奨励費補助金、この条例があります。ここも非常に問題があると思いますね。玖珠町の場合はですよ。

公立幼稚園、保育園と私立幼稚園の保護者の負担の格差を補うために、就園奨励金の補助金という制度があります。私立の幼稚園に就園する3歳児、4歳児、5歳児の保育料の減免措置、安くする措置としてこの制度があります。この制度は公立と私立幼稚園の保育料の格差の目的で、幼稚園保護者、教師がこれは全国の署名を集めて、これは国会に請願して、そして議員立法でこの私立幼稚園就園奨励費、この制度ができたということを私は伺っております。

これはそういうことで、玖珠町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を見ますと、減免措置の区分が2区分しかないんですよ、2区分。それは課長、教育長も課長もよくご存じだと思いますね。すなわち、1区分では納付すべき徴税が非課税の世帯と生活保護を受けている世帯で、区分がですね、年間13万6,800円を限度とする。要するに、これは生活保護とか所得、町民税のない方ですね。これが第1区分。第2区分は、町民税の所得が非課税で、世帯で年額、これは奨励金として国が補助する額ですよ。年間10万4,200円、この補助が受けられるようになっています。

しかし、町内の幼稚園に私これ尋ねました、どうなっているのかと。園児は、町でこれにひっかかる園児は1人もいない。1人もいないんです。それはもうそのはずですよ、これ。ここが私、どうしてこういうふうになったのか。国の指針では4区分、4区分に分けて、この制度が所得、段階の所得によってひっかかるように、受けられるように4区分に下さいということになっていると思うんですよね。これが2しか、2区しかありません。だから、私立幼稚園の子どもたちにはこの制度がひっかからないんですよ。生活保護者、町民税非課税、こういう世帯の方ですね。ですから、九重町は全部公立です。幼稚園、保育園は公立でありますし、この制度はないんですけれども、日出町も4区分にちゃんとしています。もう日田も4区分です。これは常識です。これがなぜこういうふうにしていなかったのか。

当然、この補助金のやっぱり負担率もあるようでありますね。国の負担と町の負担。この負担を町が出したくないがためにこういう2区分しかしなかったのかと、私はそういうふうが悪く勘ぐればそ

う思うわけですね。これをぜひこの4区分にさせていただきたい。これはできるんですか、できないんですか。何か理由があるんでしょうか。できるんだったらすぐさまこの条例を改正して、4区分にさせていただきたいと思うんです。どうでしょうか。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 秦議員おっしゃられるとおり、私ども2区分でございまして、これは他市町の規則等も参考にさせていただいて、これは検討させていただきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 課長のそういう答弁でありました。ぜひこれ改正させていただきたいと思います。また、町長から、そこら辺含めて最後にご答弁を伺いたいと思います。

6番目のロ、その中でイは終わりましたよね。それでは、今度はロの、町単独の子育て支援金制度の創設で保護者負担の軽減を行うべきであると私は考えておるんです。これは私学に対してですよ。私学に対してですね。余りにも幼稚園の差が大き過ぎるし、これでいいんだろうかと私もずっと思っております。

玖珠町は子ども王国であります。ですね。これは素晴らしいことであります。しかしながら、子ども王国といいながらその中身はどうかというと、これはもう本当乏しいものではないかと、私はそういうふうに思っております。

それで、町単独の子育て支援制度の創設で、例えば私学に対してもそういった保育料の、私立保育園の保育料の軽減の補助金とか、また私学の運営の運営費補助金とか、また、全国の市町村を見まして、やっぱり自治体は私学に対してもただ単に、今言いましたように幼稚園の就園の奨励補助金だけではありません。いろんな施策で保護者の負担が少なくなるように、私学のほうにも自治体が補助をしているところが結構あるんですね。ですから、そういうふうにしてもらいたい。

調べましたら私立の保育園の運営補助金というのはその中に、一般会計中でありますと15万というのが支出されているようでありますけれども、ぜひここら辺を私学に対してももうちょっと光を当てて、同じ子育て支援という立場から考えてやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 基本的には秦議員ご指摘のとおりだというふうに思います。ただ、しかし冒頭に議員さん申しましたように、くまなく多くのあらゆる子どもを保育所に入れたいという町民のニーズ、広くですね。それと、議員ご指摘の私学というのはそれなりの建学精神、教育方針があるわけで、一般の町立の幼稚園よりもその建学、教育方針にすぐれておると。それをこれまでは求めた親御さんが子どもを入園させたと思うんです。私学にですね。ですから、現実と同じであれば、今町立幼稚園も定員割れがご指摘のように多いと。そちらに行きたかったけれども私学のほうを選んだということではないと思うんですね。

ということからいえば、すべて私学と公立を同じに考えるわけにはいかない部分があるというのもご理解をいただきたい。やはり、私学に行かせる親御さんはそれなりの教育方針、園のすばらしさを

理解しておると思いますし、町には町のすばらしさ、先ほどから出ておりますように保育料が安いと、そういうメリットもあると。

そういうことで、基本的には、こういう時代ですから、あらゆる子どもが公のサービスを受けるわけですから、できるだけ格差がないようにしなければならないと思いますけれども、その基本的な部分にはやはり建学の精神とかかわる部分があると。ということだけのご理解をしていただきたいと思いますけれども、先ほど言いました基準の整理ですね。これにつきましても、もう18年に一定の方向が出ましてより「官から民へ」という方向、これは一方で行財政改革が当時強く叫ばれておった時代でございますし、幼稚園、保育園の民営化というのも当然議論の中で出たわけでございます、これは改めて広く議員さん方にももちろん相談をしなければならないし、内部各分野と協議をしながらあるべき方向を求めていきたいというふうに思います。その時点でもろもろの、先ほどご指摘ありましたいわゆる奨励費の基準、これについてもあわせて議論をさせていただきたい。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） それで、私の質問の内容は、公立も私学も同じにしようというわけではないんです。余りにも、やっぱり実際関心がなかったんじゃないでしょうか。こういうこと言ったら教育委員会、教育長から怒られるかもしれないです。「ありましたよ」って、そんなことはない。しかし、管轄が違うということが、これは大きな問題があったと私は思うんですね。ですから、このことも、やはり私学のほうにも目を向けながら、少しでもこの格差を埋めるような、これは実際に各自治体もやっているところが多いんですから、補助金を出したりしてですね。やっぱりそういうことも一歩一歩やっていただきたいなと私は思っております。

それで、6番目の、私立幼稚園に学校給食をということでございます。

要するに、幼稚園が公立であれ私立であれ、子育て支援の立場から、また食育の立場から、私立幼稚園にも学校給食をつくってもらいたい。これは多分町内にある私立幼稚園の保護者の方もそういうふうにおっしゃられていると思います。希望されていると思います。

それで、私立に対して学校給食が配給できるか。これは学校給食法の中において、「私立の学校にあっては県知事を経由して、教育委員会にその旨を届け出なければならない。」とあります。要するに、私学でも学校給食が可能になっているということであります。ですから、ぜひとも今後同じ食育、そういう立場で、ぜひとも学校給食、私立幼稚園にも考えてもらいたい。これは多分、私学に行かせている保護者の皆さんはそういうふうに思っておりますよ。余りにも格差があるからですね。そこら辺のことはどういうふうに考えられておられますか。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 学校給食を私立幼稚園にということでございますが、現在、私どもの条例、玖珠町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の第1条に、町立幼稚園、小学校、中学校の児童生徒等の給食業務を一括処理するとございます。ここには町立幼稚園と書かれておりまし

て、これは現在のところ町立幼稚園のみが対象ということで、私立幼稚園は対象となっておりません。

ですから、ここの条例改正をしなければ私立幼稚園への供給はできないということでございますので、ここはまた検討させていただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） ぜひとも条例改正をして、私学の幼稚園にも給食ができるように、もう早く条例改正ですからやっていただきたい。今、課長がそういうふうにおっしゃられましたので、よろしく。もうぜひ早目にやっていただきたいと思います。

この最後の玖珠町立幼稚園の再編について、これは先ほどずっともう質問の中でお答えになってこられましたから、もう質問はいたしません。

それで、涵養林の取り組みとして、モラロジーの跡地の件であります。

時間がないので、私の考えというのは、やはり結論を申し上げますと、やっぱり63ヘクタールの広大な貴重な土地を、水源涵養林として玖珠町の人々のために後世に残すべきだと私は考えております。

今年3月議会で尾方議員の質問、そしてまたちょうど1年前に宿利俊行議員が、6月議会でこのモラロジーの件で質問されました。町長の考えは、涵養林としてできるだけこれを残す。二、三億の取り壊しを、財源を打ってでも、お金を投じてでもやりたいというような考えではなかったかなと思っております。

それで、ぜひとも、大事な土地であります。あの施設を取り壊すにはたくさんのお金がかかると思いますけれども、かかった分やはり、後の町民の人があそこにもう譲渡せんでもよかった、いろんな施設を持ってきてつくるよりか、あれは涵養林として残して、そして広葉樹を植えて水の水源としてきちっと確保していくと、そう言われるような考え、施策をきちっと考えてもらいたいと思います。

そこで、最後になりますけれども、町長、先ほど幼稚園の件とかいろいろのことを説明いたしましたけれども、それらを全体的に、幼稚園また私学に対するそういった格差について、町としての考えをおっしゃっていただきたいなと私は思っております。よろしくお願いします。

○議長（高田修治君） あと3分しかありませんよ。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 考え方でございますけれども、先ほど玖珠とか九重とか日出とかありましたけれども、玖珠町は玖珠町の独自の行政区でありまして、玖珠町は玖珠町の独自の行政区の中でどういうふうにするかということを基本的に考えていかなければならないと思うんです。

それと、私立と公立の格差でございますけれども、格差については、私立も、やはり私立は独自のいわゆる、大学なんかそうなんですけれども建学精神を持って、公立に勝るとも劣らぬ素晴らしい私立の学校があると。そこは、そこに対価を払ってでも学びたいところがある。そういうところで、やっぱりどういうふうに格差を是正するかというのは今後検討課題だと思いますけれども、それぞれ学校、学校の精神のもと、今私立幼稚園というのは多分カトリックじゃないかと思うんですけれどもね。そういう私立の精神の中で、学校の建学の精神の中、それぞれ児童の育成の方法を考えておられますか

ら、その格差についてはいろいろ検討する余地はありますけれども、そこは町として検討する余地はあると思っていますから、教育委員会のほうとも検討してみたいと思います。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄議員の質問を終わります。

次の質問者は、10番 松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 皆さん、こんにちは。議席番号10番、松本義臣です。

本6月第3回の定例会におきまして一般質問の場をいただけたことにつきまして、町民の皆様方、本当に感謝を申し上げたいと思います。

先ほど来、議員必携についての云々を秦議員が申し上げましたけれども、それは割愛をいたすところでありますけれども、3月11日に発生をいたしました東日本大震災、昨日で3カ月が経過をいたしましたところであります。福島第一原発事故、それから地震、津波による大きな被害を受けられました被災地の皆様方にお見舞いを申し上げ、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げる次第であります。そして、一日も早く復旧、そして復興ができることを心より念願をいたすところであります。

さて、今回の質問は2項目をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、先般、4月の統一選におきまして町内をそれぞれ歩かせていただきました。その中で、非常に皆さんから聞かれたといえますか、そういうことがこの2件でありました。

2点といいますと、その1点目でございますけれども、福祉バスの件でありました。23年度の3月議会での施政方針、その中でも町長のほうから、玖珠町は水稻、それから畜産、シイタケ栽培、花卉、それから果樹野菜、そういったところのブランド化に向けてなお一層精進をしていきたいというようなご説明がありました。

そういうことも含めまして、1点目でございますけれども、この玖珠町のふれあい福祉バスが、条例にも設定をされましたように5年が経過するのかなと思います。その中で、いろんな形の中での成果等もあったかと思います。そういうことを含めまして、その成果の検証、また今後どういうふうにしたらいいかとか、そういったことについてお聞かせを願いたいと、かように思います。

それでまた、23年度までに、②、③の通行区域、それから使用料見直し、それから③の使用料の改定、それから④の町内巡回バス、これ4つに分けてございますけれども、まず1点目の成果の検証等々についての回答をお願いし、②、③を併せて回答していただき、そしてまた④番を一つの過程の中で回答していただければありがたいとそういうふうに思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） ご質問にお答えしたいと思います。

ただいま事前に通告をいただいております項目の中で①番、これは②番、③番と関連があるというふうに考えております。私のほうから、本来ですとふれあいバスにつきましては福祉保健課長が所管

でございますが、最後のほうには町内巡回バス、さらには定期バスとの関連ということもございますので、一括してまちづくりのほうでご答弁をさせていただきたいというふうに思います。ご了承をお願いしたいと考えております。

まず、ご質問の主に②番と③番の項に該当するようになりますが、5年間の検証ということでお答えを申し上げたいと思います。

平成17年度に試行、18年度から運行を開始しましたふれあい福祉バスにつきましては、福祉と命名されているとおり、運行目的は、高齢者の外出を促進することで病気や体力の衰えを予防し、自立した生活を促すこと、また、バスルートは公共交通のない地域をカバーすることというものでした。

幸い、北山田方面につきましては朝夕運行するスクールバスの日中利用が可能になったこととあわせて、小型バス購入による2台運行をしているところです。当初から、高齢者の生活リズムを考慮して、最低でも1週間に1度は運行すること、ご近所に声かけをして利用していただくことなど、地域限定のバスとしてこの5年間運行できたものと考えております。

運行状況でございますが、現在5本の路線で運行されており、北山田地区鏡山線はこの5年間の平均で、1便当たり、これは片道でございますが、1便当たり9.7人の利用となっています。次に、大野原線につきましては14.5人、八幡地区鳥屋線につきましては4.2人、日出生地区小野原線は6.9人、古後地区古後線につきましては3.8人となっております。料金につきましては、区間により片道350円と450円の2本立てとなっています。

平成18年度から22年度までの5年間の収支で申しますと、5路線の経費が1,430万円、運賃収入が790万円でございますが、差し引き640万円の赤字。単年度では約130万円、1路線では平均約26万円の赤字となりますが、当初の目的、町の政策から考えますと、この費用負担はやむを得ないものと考えております。特に高齢者世帯が増え、家族の送迎ができない方、自動車などの運転をやめる方、タクシーばかりを利用できない方など考慮いたしますと、引き続き継続していく必要があるもの、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） それで、①、②、③ということで、私もこの3つに対して質問をいたしたいと思いますが、このふれあい福祉バス、平成17年度から始めて収支が1,430万、赤字が640万という数字が出たようでございます。

しかし、これは本当に福祉バスという銘を打っての条例でありますから、これ私は当然、当然という言葉はきついかもしれませんけれども、やはり赤字が出ることは、これはしょうがないかなということも、これは私も理解するところであります。

そういうことで、理解するところでありますけれども、やはりこの福祉バス、これが要するに高齢者に対する本当の福祉サービスといいますか、町の税金を使って個別に一人一人に分配するのではなく、やはり組織的な流れの中での税金の配分、そういうことが一つの、赤字が出るけれども一つのい

い取り組みであったのではなかろうかなと、そういうふうにも私も理解しております。

しかしながら、その中で、この路線のまず区域の変更を私挙げておるわけでありますけれども、当初設定するときにも申し上げたわけでありますけれども、一部分路線が変更なされたところもあります。この条例の中で見ていきますと、まず北山田地区におきましては、北山田地区は先ほど回答していただきましたように北山田のスクールバス等の関係もありましたので、結構僻地のほうも網羅されております。しかしながら下泊里とか栃ノ木、それから森地区におきましては、岩室地区ですね。乙師、影の木、十五駄。玖珠路線、これは施政方針の中でもまた後で出てくるかもしれませんが、玖珠地区は3路線を新たにスタートされておるということでございますので、これもまた後でお聞きをしたいと思っておりますけれども、多分寺村、唐杉の付近の路線だと思います。

それから、小田の上庄屋付近、万年山の付近の集落、そういうところで定期のバス、それと八幡地区におきましては志津里原、それから長小野、元畑、そういったところが定期のバス停からいきますとやはり1.5キロ、遠い所においては約2キロと、そういった地域があります。

そういうことで、高齢者の方が本当に悲痛な声で、私たちは今、年金生活を、年金生活でも国民年金だけで生活をしておると。そして、子どもたちもいないと。そういうひとり暮らし、二人暮らし、そういった家庭の人たちは、年金は本当に自分の生活に必要なことであるし、また、このバスも必要。というのが毎日買い物に行くにしても病院に行くにしても、やはりタクシーばかりには乗ってばかりではいかん。タクシーになってくると400円の補助、切符もありますけれども、そういう、1回が2,000円から3,000円になるときもある、そういったことを、非常に悲痛な訴えでありました。

そういうところで、この路線もやっぱりもう少し拡大をして、そして利用しやすいような、赤字は増えるかもしれませんが、そういう路線の拡大、それから、3番目にありますように、運行回数も月に1回ということでございますので、これも月に2回ぐらい、それから——これは、私が2回ぐらいと言うのは、これはまたいろんな要望等も聞いて調査をしていただけたらいいわけでありますけれども、使用料の改定等々、やはりもう少し安くできないかというようなことが結論的には、お話でございました。

都市部に行きますと、今回から町のふれあいバスも玖珠町も走っているようでありますけれども、都市部の人口の多いところでは75歳以上の方たちは無料バスと、料金は無料と、そういった、これはほとんど一部の方かもしれませんが、そういう施策も大きい都市ではされております。多分、これもすべて町の、市の税金配分の中でのこういう施策だと、そういうふうに思われます。

そういうことで、今から限界集落、それからまた本当に一つの集落に行っても1軒か2軒、3軒ぐらいあるような集落も結構あるわけでありまして、そういうことを含めた形の中で路線のもう少しの拡大、それから料金の改定、そういったところを含めて、今後見直し等をする考えはあるかどうかをお聞きしたい、そういうふうに思います。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） ただいまのご質問につきましては、当初通告を受けております

分の最後の項に該当する部分が多いと思われますので、一括して、これも私のほうからご回答させていただきたいと思います。

なお、ふれあい福祉バスにつきましては、現在1路線につきましてそれぞれ月1回の運行ではございませんで、週1回の運行で行なっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、総合的な④番についてのご回答ということにさせていただきたいというふうに思います。

昭和50年代前半までは、町内路線バスは乗客も多く安定した経営がなされておりましたが、自家用車の普及等で路線バスの乗客は激減し、現在のようになったことは皆様ご案内のとおりでございます。国や県におきましても、乗客を確保し、路線を維持するために一定の補助を用意しておりますが、平成22年度につきましては町内路線のすべてがその基準に達せず、すべての路線について町が約2,500万円の赤字を補助したところでございます。

少子高齢化と過疎化が進む中、公共交通の維持と赤字負担の軽減は10年来の懸案でありましたし、バス事業者や公共交通関係機関、住民の代表の皆さんを交えて、平成21年度に地域公共交通総合連携計画を策定したところでございます。ちなみに、この計画は、利用者ニーズに合うよう路線バスの見直しをしながら、交通空白地域を解消して必要最小限の公共交通を確保しつつ、町の財政負担を抑制するという方針でございます。これに基づいて具体的な取り組みを平成22年度から進めているところで、昨年10月から始めた「まちなか循環バス」がその一つでございます。

連携計画策定に当たって実施しました全戸アンケートや公共交通に関する4地区住民懇談会の意見を踏まえ、外出の目的や場所、時間帯等を検討してこれを始めたものでございます。町内中心部を朝8時台から夕方4時台まで1日8便、毎日往復するもので、町内バス事業者に委託して運行しているところでございます。料金は、路線バスとの競合区間があることから、路線バスと同じ初乗り運賃を140円にしまして、最大200円までとしております。

運行状況は、平均乗車人数で申しますと10月が1便当たり2.2人、11月2.6人、12月2.3人、1月2.3人、2月2.9人、3月3.1人となっており、半年間で延べ3,686人にご利用いただいております。

収支につきましては、半年間の運行経費が410万円で、運賃収入が60万円。ですから、残念ながら350万円の赤字でございますが、実証運行の経費に係る一部は国の補助金126.3%、92万円程度ございましたので、実質の町負担は258万円となりました。ちなみに、4月の平均乗車人員につきましては2.9人、5月は3.0人となっております。

まちなか循環バスにつきましては、引き続き実証運行を継続してまいります。計画目標を平均乗車人員5人としておりますので、引き続き必要な見直しをしながら、利用促進に向けた取り組みを進めてまいります。

また、2つ目に、交通空白地域へのふれあい福祉バスの乗り入れを新たに昨年11月から始めたところでございます。これは、かねてより地元要望がございました大隈、山田、小田の3路線で、1週間に1往復の実証運行でございます。3月までの5カ月間の利用状況は、月曜日運行の大隈線は平均乗車人員で1.5人、山田線は0.4人、金曜日運行の小田線は2.2人となっております。

収支につきましては、5カ月分の運行経費65万円で、運賃収入が16万円、48万円の赤字となっておりますが、これも実証運行でございますので、国からの補助金12万円を除きまして、町の実質負担額は36万円となっております。

この5カ月間、この3路線で延べ172人にご利用いただいておりますが、同一車両で運行している日出生小野原線の平均乗車5.5人や鳥屋線の3.9人の半分程度であり、計画目標の平均乗車人員5人以上となるよう、引き続き沿線住民の皆様と協議しながら、さらなる見直しをしていくように考えております。見直しの考え方につきましては、運行曜日、回数、運行時間、コース、料金などですが、いずれも収支バランスを含め検討しなければならないと考えております。

本年度につきましては、交通空白地域の解消という点で、新たに岩室地区への乗り合いタクシー導入を検討しているところでございます。乙師、谷、十五駄方面をカバーしようというもので、今後地元とよく協議しながら進めてまいりたいと考えております。

また、町内を起点・終点に走る路線バス5本、日出生、下園、山下、古後、鹿倉でございますが、この5本につきましては住民ニーズをお聞きしながら、ふれあい福祉バス化に向け見直し・検討を行い、来年度からでも可能な路線は実施してまいりたいと考えております。

議員ご質問の運賃や運行回数につきましても、同様に見直しの対象になろうかと思えます。また、定期バスとの連携、乗り継ぎにつきましても、JRを含め検討してまいりたいと考えております。

公共交通の維持・確保につきましては、過疎化、高齢化する地域の重要な問題であり、多少の経費がかかりましてもあるべき姿で残していく必要がある、そういうふうと考えております。今後はいかに住民ニーズにこたえ得る運行にしていけるか、財政負担をあわせまして引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 今の回答をいただきまして、町長の施政方針の中での地域交通についてという内容について、ある程度理解をしたところでもあります。

その中で、このバス路線の空白地域、これが非常に、先ほどの話じゃないですけどもやはり税の公平というかそういったところが必要でないか。そしてまた、本当に困っておる集落、そういったところはやはりそういう調査を担当のほうでやっていき、またいい方向に持っていく必要があるかな、そういうふうにつくづく私も今回答を聞いて思います。

そういう中で、先ほどの定期路線の問題でありますけれども、本当にこの数年来、22年度においても二千数百万の補助をしていっておる。そういうことを今までやっていき、そして今回のこういった福祉バスの導入、そしてまちなかバスの導入、こういったことをやってこられたんだと思います。

そういうことで、今後もやはり、収支のことを言っておればこれはもう赤字になるわけでありますので、当然やらないほうがこれは結構なことだと思いますけれども、やはり玖珠町の本当に山間地域に住む方であろうとも、このまち部で住む方であろうとも、やはり公平に町のサービスは受けさせて

いただきたい、そういうふうを受けさせるまた義務もやはり行政のほうにはあるのではなかろうかな、
こういうふうにも私も思っているところでもあります。

それで、先ほどの定期路線の見直しで、日出生、山下、鹿倉とそういったこともわかってきたわけ
でありますけれども、町内を本当に網羅して、やはり路線バスを基本にしての今の形がいいのかどう
か。それとまた、今スクールバスが北山田を使っておりますし、森中央小も合併の形の中からでの遠
距離通学補助の中での基準の中からそういうことをやってきておったと思うわけでありますけれども、
今後はやはり中学校の問題、それから小学校、幼稚園の問題にしても、やはり将来を見据えてそうい
う利用者の動向といいますか、そういったのもやっぱり非常に大きな参考資料になるのではないかな
と思うわけであります。

それで、そういうことも含めまして、今後利用者をまずやっぱり増やさなければならない。工夫で
すね。工夫を、もう今の回答では今後そういった工夫をやるということでありましたけれども、具体
的なことは述べられておりませんが、そういう利用者を増やし、そしてまた利便性、利便性と
いいますか回数なんかを増やしていくと。そういったことを今後はやっぱり検討していってもらいた
いと思うわけであります。

本当に、定期バスだけになりますと朝と夕だけ。しかし、その中で本当に、車を持っている方はい
いわけでありますけれども、今から車を持ってない、今から免許証も返還をしていかなければなら
ない人たちがどんどん団塊の世代も含めて多くなろうかと思えます。ですから、先ほどの昭和50年からの
流れもありますけれども、その昭和50年からの流れと本当に違う、まるっきり発想の転換と申しま
すか、そういったことも必要でないかなと、そういうふうにも私なりに考えますので、今後そうい
うことも含めて検討をしていただければありがたいな、そういうふうに思います。

それともう1点は、この名称なのでありますけれども、やっぱり福祉バス、福祉バスと申し上げま
すどうしても利用者の方が決められたようになるわけでありますけれども、これを一つの例として、
コミュニティーバスとか何とかそういったことに変えて、やはり町民皆さんが利用できる、そうい
ったこともできないだろうか。

だから、今現在においても、先ほど私が各地域の各小さい集落を挙げたわけでありますけれども、
本当に結構バスが行っておるわけなんです。だから、行っていないところを私なりに見たときに、そ
ういう集落には行っていないわけですが、しかしそういう集落が非常に不便をしておるわけな
んです。ですから、そういうところにぜひそういう調査などに入って、今後の参考にいただき、
地域交通全体のあり方について検討いただきたいと思います。その点について、今抜けております
集落、そういうところに調査研究等やっていただくかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 今後もニーズのある地域につきましては、検討はしていきたい
というふうに思っております。ただ、残念ながらこれまでの5年間の中で山浦大原野線、こちらの路
線が、利用者が、当初路線の設定は行ったんですが、利用者がゼロということで、残念ながらもう廃

止をせざるを得なかったと。そういう地区もございますので、小さな集落につきましてこういったニーズがあるのか、その点につきましては慎重に見きわめながら対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） それでは、そういうことで、各集落でそういった要求等が今後は出てくるかと思えます。真摯に受けとめていただき、今後そういった改定等をぜひやっていただきたい、そういうふうに思います。

それから、2点目に入ります。農林業センサスのことについてお尋ねを申し上げたいと思います。

この農林業センサスは、ご案内のとおり2010年の9月に、昨年あったわけでありますけれども、これは林業センサスも含めて13回目というようなことも聞いておりますけれども、その中で、新規の就農者、就農者というか農業の就農者でありますけれども、非常に地域に入ってみますと農業が、非常に農業だけでは生活ができないというのがこれも実態であります。しかしながら、農地を荒らすわけにはいかないし、また中山間地等々利用して、農機具の共同での購入、そういった集積をして効果を上げているところは結構あります。しかしながら、本当に機械貧乏といえますか、そういう中で、やはり荒らしてはいけないということで、やはり機械貧乏が相当兼業農家でも増えているように思います。

そして、その中で一番皆さんがおっしゃるのは、やはり後継者が非常に少ないと。後継者がいなければ、こういった方の中で町はそのことについて考えておるのか。その点、私も共済組合等のかつて隊、それから整備振興局、それからまた今ふれあいまちづくりのほうで担当しております小集落等のかつて隊、ちょっと忘れちゃったけれども、そういった類の援助隊ですかね、NPO等を中心とした。そういったことを行政はやっておられると思うわけでありますけれども、そういうことが非常にやっぱり山間部では心配になっております。

そして、そういうことは②番、③番に個別に挙げてはいますが、まず町で、これは県レベル、国レベルの、農林水産省の調査でありますので、この玖珠町だけの農業就農者、その調査等がもし、わからないかもしれませんが、概数でもよろございますので、わかる範囲でお答えをいただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） お答えをいたします。

今、農林業センサスにおいてでは、玖珠町だけの総数がわかりません。独自に県等にお聞きをし、わかる範囲で数量を今拾ったところであります。今から報告をさせていただきたいと思います。

まず、新規就農者の若者（15歳以上）の状況であります。

平成22年度の新規就農者の方は6名であります。一番若い方で18歳、最高齢者は57歳の方が就農をいたしまして、平均年齢が35.5歳であります。種別につきましては、養鶏が1名、畜産が1名、菌床椎茸が1名、原木椎茸3名で、玖珠町の農業の振興に携わっていただいております。

椎茸栽培の就農状況であります。乾燥椎茸は玖珠町内で206戸、生椎茸につきましては4戸でありまして、そのうち菌床栽培が2戸ということになっております。戸数は把握したんですが、就農者の人数については把握ができておりません。

以上であります。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） それで、私もこの資料は持ち合わせがなく、本当にこの22年の9月の新聞報道で知り得たぐらいしかありません。町もないと思っていたんですけども。

その中で、非常に全国的にもやはり5年間で75万人が減っておると、そういうふうであります。そして、やはりふえたのが専業農家ですね。専業農家数がやっぱり、会社勤めの兼業農家が定年後に農業に専念するケースが増えた。これが非常に大きな要素だというように報告をされております。

それで、この玖珠町におきましても、本当に専業農家で就農するという若い人たちもほとんどないかなと私思っておったんですけども、これだけの人数の方が、6名の方がおられたということは、非常に喜ばしいことだと思います。

その中で、町長が施政方針の中でも述べられておりますように、先ほど私も紹介したところでありますけれども、やはり玖珠米、豊後牛、それから豊後玖珠牛、それから椎茸、花卉、果樹野菜、そういったところにやっぱり玖珠のブランド物をつくっていかうという、そういうすばらしいタイトル上げてございますけれども、このあたりににつきましては、本当に所得補償ですね。これが昨年から実施されておまして、これでやっぱり米作農家もいいとは言わなくても少しは、これは全員の皆様のご意見はどうかわかりませんが、兼業農家においては少し、それだけ補償されてやれやれかなと、そういうふうにも思うわけであります。

それで、今後は就農者の若い人たちをどういうふうにしてやはり就農をさせていくかと。これは大きな、農業委員会等において非常にそういった活動もなされていることは私も承知をしておるわけがありますけれども、そういう人口を増やす就農をさせていくがためには、やはり町は何らかの補助的なこと、そういったお手伝い、そういったことをやはりすることも必要でなかろうかなと思うわけがあります。

それで、先ほどありましたように、この椎茸栽培で3名の就農者がおられるということでございました。それで、今3番目にもう飛びますけれども、この椎茸栽培の就農者の状況でありますけれども、ご案内のとおり、椎茸はやはり現金化するまでには非常に年数がかかります。そしてまた、初期投資が非常に大きいと聞いております。

そういうことで、いろんな事業、県をあわせてそういった事業も行っておると思いますけれども、町としてこの㊦、㊧としてありますように、この設備投資等の指導、それから原木などの確保の指導、それから㊧にありますように種駒の補助も、これ私がこの議席でこういうことを申し上げるのは失礼だと思いますけれども、そういった種駒について、これどうしても経常的なやはり施策かなと。経常的にどうしても要る。そうやってこの種駒を補助することによって、少しでもまた数を増やして規模拡

大につなげていく。経営の確立も目指していける。そういうところの観点から、この㊦、㊧を特に挙げてみました。

そういうことで、この㊦、㊧に対しての県内の状況、それから、聞くところによりますと平成12年、平成13年ぐらいから非常にシイタケの関係のほだ木等が、その当時非常に価格等が低下をしておった。そういうことで、そういう事業も上がってきたかなとも思うわけでありましてけれども、そういったところの経緯等をお聞かせ願いたい、そういうふうに思います。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 今、椎茸栽培にかかわる補助と種駒等の県下の状況等のご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、椎茸栽培に係る補助事業としましては、玖珠町におきましては構成員3人以上の生産組合に対しまして、作業道をつくる場合の補助、または搬出車購入に対する補助、さらにハウスの建設や機械の導入に対しても補助を行っております。さらに、新規就農者の方や異業種からの参入についても、施設整備や乾燥機等の機械導入に対しても事業に取り組んでいるところであります。技術指導的には、専門の椎茸の職員もおりません。県には専門の職員の方がおりますので、県の指導を仰ぎながらしている状況であります。

種駒補助の県下の状況でございますが、県下におきましては7つの市町が、内容は異なりますが補助を行っている状況であります。過去、玖珠町におきましても、県の補助事業で平成9年から平成16年の8年間、ほだ木造成緊急支援事業で、3人以上の生産者で構成する団体及び協業体で年間1,000本を超える生産者に対し、その超えた数量に1本当たり20円を支払うという取り組みを行ってきたところであります。概ねほだ木1本に対しまして20駒程度打つというふうに聞いておりますので、1駒1円になるかと思われます。補助の先につきましては、大分県椎茸農協久大支部や農協、そして各椎茸生産組合に行ってきたところでございます。

当時、海外からの輸入が急激にふえてきてまして、干し椎茸の単価が急落しまして、生産農家の経営が悪化し、生産量が減ることへの対策として、駒に対する補助ではなく、生産量を増やすほだ木に対して補助をしたものであります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 椎茸に3名、3名の方が就農されたということでありましてけれども、やはり非常に初期投資が大変だと思います。

それで、今の回答の中で、町には専門の指導員がいないということで、非常に残念でありますけれども、県の西部振興局のほうでそういった指導をなされているということでもございました。

これは、農家はやはり、特に就農する方は町をやはり頼ってまいります。それで、そういった指導体制をやっぱり町と連携とりながら、やはりそういったことを皆さんに、新規就農された方にやっぱりわかりやすく指導していただきたい、そういうふうに思っております。

というのは、先ほど課長のほうから回答ありましたように、県の事業は本当にいっぱいあるんですね。いっぱいあるんですけれども、これを取り上げてみますと、本当に個人に補助するというのはもうないようであります。やはり山林の生産団体、それから各それぞれの組合、それから出荷先の、市場先のそういった組合ですね。そういったところになると。そういったところが県内のいわゆる補助の対象の仕方だと、が多いんじゃないかなというふうに、今回答ありましたけれども、そういうふうなことであります。

それで、何で私これ取り上げたかといいますと、ちょうど3月の定例会の終わった日に、ある町の議決項目の中で椎茸の種駒の1円補助というのが出ました。それで、これも平成13年ごろからいろんな形で県を挙げてやり、市町村で補助をやっておったと思うわけでありますけれども、それぞれ町の個別な考え方もあるかと思えます。というのが、先ほどの、それぞれの産物に対して年を決めて、単年度にするか継続するかとか、品目を決めてそういう出費の補助をするとか、そういったいろんな例はあるかと思えますけれども、本当に普通の一般の事業よりも本当に椎茸栽培については非常に初期投資が大きいと。

もうほかの、先ほどありました畜産とか花卉、そういったことにつきましては、本当にいろんな事業、大型化しておりますので、非常なそういう補助もあってやっておるわけですが、これ椎茸栽培はもう3人でなくて、本当に今から団塊の世代と、それともう一つは高齢者の方、もう農業はできない方でも、一般水稻ができない方でも、椎茸なら昔やっていたからうちの材があるからやってみようとか、それと老後の一つの自分の健康のために椎茸栽培を、1万か3万個ぐらい売って道の駅、それからそういった農協、そういったところに直販もしてみようかと、そういった方々の、いわゆる底辺ですね。底辺がやっぱり広がっていくと、この椎茸の、玖珠町の椎茸というのはなお生産量が上がってくるのではないかなと、そういうふうに私なりに思っております。

そういうことで、先ほど課長のほうから、県内の7つある町村があったわけでありますけれども、1円補助ということについて非常に椎茸の栽培の方々も、やっぱりこれが規模拡大に私も本当つながると思うんですね。ですから、この補助の制度というのは、いい悪いは別として、やはり一考して、そして町は町で、またほかの施設の関係で、町単でできるそういった消耗品的なこともありましょう。そういったこともありましようけれども、この駒の1円補助について今後、団体等がまた話等があるかはわかりませんが、今現在どのようになっているかわかりませんが、今後調査研究をする必要があるかなと私なりに思うわけでありますけれども、課長のほうはそういったところはどうぞございますか。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 議員の言われるとおり、椎茸につきましては初期投資が大変要りますし、すぐに生産ができるという状況ではございません。町としましても、椎茸は玖珠町の特産品でもあります。生産者の高齢化など大変厳しい状況にあるというのもありますし、やはり1人でなかなかできるものでもございません。

そういった意味で、外的要素が多分にある経済状況や天候等による生産量を注視しながら検証して、生産者の生産意欲が上がるようにいろんな方法を研究していきたいというふうに考えております。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） それでは、最後になりますけれども、今1つのこれ紹介をしながら質問を終わりたいと思いますけれども、これは1つの団体の資料をいただきました。

組合員の参入、新規加入の状況でありますけれども、平成18年度それから19年度、もうこのころは、18年度に62人加入で脱退が94名、それから平成19年度は80人の加入で脱退が89名、それから平成20年度加入が、加入というか137名で脱退が70名、それから平成21年度が加入が111名、脱退が61名、平成22年度が133人の加入で脱退が56人と。

こういった、これ1つの組織の数字をいただいたわけでありまして、本当に明かりが見えるんですね。だから、18、19年までは本当に苦しい、いろんな外的なことがあって、もう椎茸栽培はあきらめようかというような矢先だったと思うんですけれども、20年、21年度、これ3年間続けてこういった加入者がふえてくる。やっぱり兼業農家、それから団塊の世代、それから高齢者の方が自分の山林、経営の中で山林をやっぱり守っていく、そういったことのあらわれかなと自分なりに判断をしておるわけでありまして、先ほど課長の前向きな答弁の中で、今後そういった調査研究を、初期的な補助の問題、それから生産規模の拡大についての補助の問題、そういったことを今後調査研究をぜひ進めることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後1時から再開いたします。

午前11時50分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 14番片山博雅です。私たち議員は、多くの町民の町政に対する意見を聞いてその希望と批判の声を代弁し、議員としての研修や知識を生かし、玖珠町の活性化や問題点の解決に向けた質問をしております。

今回の一般質問では、通告に従い、1つ、玖珠町の防災対策について、2、町民皆水道について、議長の許しを得まして一問一答方式で行います。

まず、玖珠町の防災対策、玖珠町地震災害対策マニュアルの最新版はあるか、議員配付はしているかをお聞きします。

○議長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） ご質問にお答えいたします。

議員さんもお承知のとおり、本年3月11日、本州の北東部の東方海域でマグニチュード9.0の巨大地

震が発生し、広い範囲が震度6以上の強震に襲われ、その後沿岸部を大津波が襲いました。この猛烈な自然現象により、東日本の各地で社会基盤が被害を受けたほか、大津波は繰り返し襲い、沿岸の各地では集落や市街地が丸ごと流出するという衝撃的な被害が発生しました、確認された死者と行方不明者は約2万3,000人を超え、全・半壊家屋は15万戸以上、現在でもなお避難所で暮らす人は約9万人とされています。

そのような中で、国は11月をめどに、中央防災会議において今回の東日本大震災の分析、今後の被害想定のある方、地震・津波対策の方向性、さらに東海・東南海・南海地震の想定震度などの見直しを行おうとしており、大分県も地域防災計画の見直しに着手しています。玖珠町においても、国・県の被害想定を勘案しながら地域防災計画を見直しております。

現在の玖珠町の災害対策については、震度4の地震が発生した場合、災害対策連絡室を設置します。さらに、震度5弱以上で小規模の災害が発生する場合には災害警戒本部を設置します。さらに、相当規模の災害が発生の場合には、災害対策本部を立ち上げることになります。この場合にも、災害に応じて職員の本部体制及び避難場所体制を確立しています。

ただ、地震災害の場合、その強弱によって道路・交通網・通信網などの寸断、火災の発生、停電などいろいろの阻害要因が発生すると思います。したがって、こうしたことも想定し、職員の動員体制もさることながら、大分県などの関係機関、消防署、地元消防団などとの連絡体制、あるいは自衛隊の出動要請などの取り組みも行っているところでございます。

さらに、今回地域防災計画を見直し、計画のダイジェスト版を全戸に配布しようと考えています。今議会で提出している印刷製本費については、そのためのものであります。ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） ただいま担当課長より説明がありましたが、この防災計画は、地震災害対策マニュアルというのが平成元年にできております。それを修正しながら今日までできていると思いますが、これについて私は2回ほど一般質問をしております。

平成16年9月議会で、まず簡単に言うと、ことしは台風の当たり年、観測史上最大7個の台風が日本に上陸、それも大型ばかり。風速50の風が吹き荒れ豪雨をもたらし、玖珠町もがけ崩れ、河川のはんらん、住宅の損壊、農作物に多大の被害をもたらしました。

繰り返される台風の被害に対する対応を聞くということで、防災組織は完全か、危険箇所、危険場所の点検はしているか、関係職員は任務を十分に理解しているか再確認のため質問するということで、当時の総務課長は、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、関係機関と連携し、防災対策に万全を期していると。関係職員は十分に任務を理解していると。ただ、避難場所は現在各自治区から約300カ所上がっているが、点検はしていないとこう言っております。もう1回言います。避難場所の点検はしていない。ただ、日出生台のコミュニティーセンターが強風のため、窓ガラスが割れるような風

で、避難した人たちが恐怖の一夜を明かしたということで、町にお願いして雨戸をつくってもらおうということでやっております。

この中で、町の防災地震災害対策マニュアルを承知しているかということで、総務課長は、平成元年策定した地域防災計画で逐次見直し、10年に地域防災計画としてつくり直した中で、地震災害予防計画としてマニュアルを策定したということで答弁をいただいております。その中で、地震災害予防計画は各課に配付しているが内容を承知しているかということに對しまして課長は、確認はしていないと。確認はしていないということです。

それで、平成17年の9月に、一番喜ばれたのは、この避難場所の日出生台コミュニティーセンターの雨戸ができたということで喜ばれたということで、町のほうに感謝状が来たんじゃないかと思っていますが、来ていないようであります。

そういう中で、同じ質問なんですが、地震、台風、高潮、津波、洪水、異常気象の中で自然災害も多様化の様相を見せていると。こういうことで、災害は忘れたころにではなく、常日ごろの備えや心構えが必要だ、「自分の安全は自分で守る」が防災の基本である。あわせて、隣近所とのコミュニケーションがいざというとき大きな力となる。9月1日は防災の日で、毎年この日は防災意識を見直す日でもある。玖珠町の防災対策について伺いましょうということで、時の総務課長は、平成元年策定の防災計画は十分であると認識していない、このように言っております。防災計画は十分であると認識していない。防災計画を適時見直しながら計画を立て、災害の状況に応じて変更や追加を実施しているということであります。

それで、安全はすべてに優先する。今回の台風で、防災無線で適時情報が報じられたが、避難場所のみしか報じられず、地区住民はどこの避難場所に行けばよいのかわからなかった。各地区民の避難場所、経路などをあらかじめ文書化し、配布しておくべきだった。避難勧告、自主避難勧告を出したとの避難状況を確認する手段ができていなかったということで、平成16年9月に日出生台のコミュニティーセンターの窓ガラスのほうはよかったんですが、いろいろ避難場所についてはこういう問題点があるわけです。

そこで、この防災マニュアル、新しく課長になられました、この防災対策マニュアルについて、目を通していたか、確認したいと思います。

○議長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） 先ほども申しましたように、東日本の大震災が起こりまして、その後私も4月から課長になりまして、新しい課の課長になりまして、そして一番最初の作業が防災体制の検討ということでありましたので、課にあります防災計画については、一応目を通しております。

以上です。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 担当課長としては、多忙な毎日の中でこの地震災害対策マニュアルというの

に目を通し、現地に行って確認をしたんじゃないかと思っておりますが、これはやっぱり状況が変わっているんですね。

一番いい例が、この中では、平成元年につくったときは、玖珠九重地方振興局長とか収入役とか助役とかそういう言葉が出てきたり、いろんな面でやっぱり対策が講じられていないということで、災害時の避難場所、特に地震の場合は各学校のグラウンドが指定されておるわけですね。ところが、各学校のグラウンドは明かりも、照明が全然ないということで、それから何年か後に八幡の小学校のグラウンドに照明ができたということです。ただ、地震が終わった後、大雨が降ったときの避難場所は体育館なのかというのもやっぱりそこで提示するべきじゃないかと思っております。

そういうところで、この防災対策マニュアルについては、議員配付をしているのかと。今度新しくダイジェスト版ができるということで、そのときに配付するかをお伺いします。

○議長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） お答えいたします。

今、先ほど言いましたように、防災計画を再検討しておりまして、それができ上がればダイジェスト版をつくりまして、議員を含め町内各戸に配布をしようと考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 私たち議員もこういう地震災害対策マニュアル、防災マニュアルというのを常にやっぱり担当課のほうに行って目を通す必要があるのではないかと思います。

そういう中で、この災害対策マニュアルの中には、議員のことなんて一切書いていないわけですね。議員は来てから文句だけ言うからもう外したのかということにとりかねないと思うんですが、そういう面についてもこれから検討していただきたいと思います。

次に、玖珠町災害時避難場所の変更（23年5月1日現在）について、避難場所への連絡、危険な箇所への確認手段はしているかということで、この場所の変更についてであります。これは今までで初めて配布したんじゃないかと思っております。これは前の一般質問でも配布したらいいんじゃないかと言ったけれども、全然私は確認をしておりません。

これが来たということは、一つの非常にいい経過であります。これを見直すとき、なぜ、例えば玖珠地区は学校の数が少なくなって、避難場所が。こういうのについて、この八幡も含めて、変更の理由をお伺いしたいと思います。

○議長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） ご質問にお答えいたします。

玖珠町の避難所については、わらべの館やメルサンホール、各地区の自治会館や小・中学校など、町内12カ所の建物を避難所に指定しています。

先ほど説明しましたように、国・県も地域防災計画の見直しに着手し、玖珠町においても地域防災計画を見直しております。しかしながら、災害はいつ発生するかわかりません。当然ながら、地震の

発生以外にも梅雨の豪雨及び台風の強風など毎年起こっております。そのためには、緊急時の避難場所についていち早く住民に知らせる必要から、4月に消防団の部長以上会議及び全課長により組織されている玖珠町災害対策本部会議を開催し、議論したところでございます。避難所の変更については、玖珠町の災害想定区域における土石流危険区域、急傾斜危険区域及び耐震等を勘案しながら変更したところでございます。

なお、避難経路については、災害にもいろいろな種類、規模なども違い、一義的に規定することは難しいため、現地の状況等を地元自治委員や消防団などに確認し、避難の方向、方法などを検討し、それぞれの場合について個別に指示することとしています。

また、今議会において提出しています消耗品については、町内各地域のゼンリン地図の購入を予定しており、要支援者の居場所確認にあわせて避難経路の指定も行う予定で、消防団と協議しながら危険箇所の確認も行いたいと考えています。さらに、委託料は危険箇所やハザードマップの変更委託で、変更後は全自治区に配布を予定しています。

以上です。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 担当課長の説明がありましたが、この避難場所から避難所への移動が一番問題になってくるのではないかと考えております。

平成5年の9月、台風13号が玖珠町を襲いました。同じく平成3年9月も台風19号が襲って、非常に大きな被害が出ました。平成5年のとき、森側の増水によって流木が胴力橋、NTTのところにかかりまして、水が胴力橋を超えるようになってきた。そのとき、避難場所は玖珠町役場と言われたということで、役場に行けなかった。今、担当課長が申しますように、状況を変えなければいけないということが出てくると思います。

例えば、八幡でも学校が中学校にかわったんです、避難場所が。そうすると、中組川にやっぱり同じく流木がかかったときに、あれを寸断される、八幡のほうで。そういう対策を考えているのかなと思っております。非常に状況が難しい中で、この避難場所の変更についてお知らせをいただいたということはありがたいんですが、もうちょっと突っ込んだ詰めをしてほしいと。

特に、災害が発生した地域の方が避難場所に避難する場合、まとまって避難をするんだと。誘導は町職員がするのか、また自治委員がするのか、改めて指定している人たちが避難場所に連れていくのかと。そういうのがまだできていないんじゃないかと。そういうのをやはり予行等をしてこうなるんだと言わないと、高齢者が増えてきて介護する人が増えてきたら、そういう寝たきりの人や身体不自由で車いすの人たちの避難をどうするのかということを、やはり避難所開設に向けての腹案ということを持っているのか、お聞きします。

○議長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） お答えいたします。

先ほども説明いたしましたように、避難経路につきましては、その時々によりまして災害の状況に

もよりますので、一義的にどの路線ということは指定することができませんので、こちらの本部のほうから消防団と地元のほうに連絡をとって、そこで避難経路は設定していきたいと考えております。以上です。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） その避難場所、経路、また被災者等の誘導等については、物すごく時間がかかってくるんじゃないかと思います。

そういうのを踏まえて、例えば防災無線は、いつもあれ使えるわけじゃない。そうなってくると携帯電話、東日本大震災のときも携帯電話は使えない。そうなって、今見直しをしているのがアマチュア無線、こういうのが今見直されてきたということですね。そういう方向も検討事項としていただきたいと思います。特に避難場所の指定については、これもうちょっと煮詰めたやつをもらいたいと思います。

次に、大災害であれば自衛隊不在の防災対策となるが腹案はあるのか、お聞きします。

○議長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） ご質問にお答えいたします。

玖珠町では玖珠町災害対策本部を体制として、危険度の状況に合わせて人員の配置、消防団の参集範囲等を定め、職員にその周知を図っているところです。あわせて、各所属に職員全員の連絡網を作成し、緊急時の連絡体制を確保しています。

その体制の概略を申し上げますと、災害対策連絡室、災害警戒本部、災害対策本部と大きく3段階の体制を敷いています。そして、この3つの体制をさらに分け、合計6つの段階にしています。これらの体制は、大分県や気象庁の情報により、雨量や災害の発生のおそれによって立ち上げることになります。また、職員の動員体制も、各段階に応じて参集範囲を決めています。そのような中で、災害対策本部が設置された段階で、災害の規模にもよりますが、大分県を初め関係機関、当然陸上自衛隊玖珠駐屯地へも災害派遣の要請を行うことになります。

議員さんご指摘の大災害の場合には、広域的な被害が予想されるため、自衛隊、消防であれば人命救助、国土交通省であれば幹線道路の復旧など各種機関の役割が明確化されるため、各市町村はそれらに基づいた対応となってきます。

今後、地域防災計画を見直す中で、昭和41年から随時近隣の12の市町村と締結しております相互応援協定の見直しや、本年6月3日に国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所の所長が来庁し、国土交通省九州地方整備局との災害協定の提示があり、大分県の町村会でも提案に応じる方向で、玖珠町も直接国土交通省九州地方整備局と災害協定の締結を行い、災害時の応援体制が瞬時にできるよう検討を行っているところです。

以上です。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 今回の東日本大震災で航空自衛隊松島基地が大打撃を受けたということで、

ジェット機も車両も隊員も犠牲になったという話があります。玖珠町でも、津波は来ないけれどもいつ地震と直下型が来るかわからないということで、そういう面では常に頭に入れて行動すべきではないかと思っております。

次に、課長にお聞きしますが、玖珠町国民保護計画というのがあるんですが、ご存じですか。まだ課長になってウンカ月なんです。これをお聞きします。

○議 長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） はい。国民保護計画につきましては、詳しいところまでは知っておりませんでしたので、今その計画について、防災計画を見直す中で一緒に見直しというか、精査をしているところであります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） この国民保護計画は、平成19年3月、玖珠町が計画した保護計画であります。

これは、我が国が武力攻撃を受けた場合の対処について書いております。

町長はご存じでしょうか、この計画について。お聞きします。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 申しわけありません。まだ私、知りません。

○議 長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） そういう私もじっくり見させていただいたんですが、非常に難しいのを書いているんですね。これは、着上陸侵攻というのは、海岸端に敵が攻めてくると。着上陸。ヘリコプター、ゲリラや特殊部隊による攻撃。次に、弾道ミサイル攻撃。何とか国というのが持ってくるかわからないと。そういうとき、避難所は屋内避難所が中心で、できるだけ近傍のコンクリートづくりの堅牢な施設や建物の地下、地下街、地下鉄駅等の施設に避難しなさいと。玖珠町は余り該当しないんですね。それとか、航空攻撃もやはりコンクリートづくりの堅牢な施設や建物に避難しなさいと書いております。

こういうことで、ずっと目を通すと、非常に勉強になる。これ本当にやっとなら大変だなと。特に、常に避難場所への予行をしなさい、訓練をしなさいと書いている。そうなってくると、仕事も余りできないんじゃないかというふうなやつですが、いずれ何があるかわからないということで、国民の保護計画は国が示したものでありまして、やはり町独自でそれらの計画を見直すべきじゃないかと思っております。そこで、これ見たら非常に難しいです。それで、町民にわかるような計画に見直してもらいたいということでもあります。

以上、災害というのはいつ起こるかわからないということで、常に腹案、計画を持って対応すべきですが、一つだけに凝り固まっていると逃げ道を失うということがありますので、常に1人で行動することなく、複数で行動すると。そして、誘導はそれなりのしっかりした人をつける。特に大雨等が降ったときに、町職員が本当に出て状況、被害状況等の確認といたら、かえって二重災害になって

くるんじゃないかというところもありますが、その辺を検討していただきたいと思います。

次に、町民皆水道について入らせていただきます。

八幡、大隈等の上水道未普及地域から自己水源の悪化等の問題があり、早急な対策をについてお伺いをします。

○議 長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） お答えします。

八幡、大隈などの自己水源の悪化や枯渇については、町政懇談会等でお伺いしております。しかし、建設水道課といたしましては、自己水源や枯渇などの具体的状況を把握いたしておりません。本年3月に玖珠町水道基本計画、玖珠町水道ビジョン2010を策定しまして、そのビジョンを本議会中に議員各位に配付したところでございます。

このビジョンは、上水道周辺地域の特に要望など寄せられている未普及地域を対象に、この先10年を目標に計画されています。このビジョンを受け、上水道近隣地域の綾垣地区、大隈地区、寺村地区を対象に、各地域の住民から事情聴取などの実態調査を行い、早期目標達成に向けた具体的な検討を深めてまいりたいと、そのように考えております。

○議 長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 新しく水道課長になられました担当より、玖珠町水道ビジョン2010ですね。これについて説明がありました。これについて、私もよく読んでみました。

その前に、私は平成6年6月議会から今回の23年6月議会まで23回、町民皆水道で玖珠町の飲料水で困っている人たちに上水道区域を拡張してほしいということを訴え続けてきました。それでちょっとだけ進歩があったのは、小規模飲料水、これが出たぐらいで、あとについては水がない、金がない、やる気がない、これでずっときたわけです。ところが、水をよこせ、水をよこせというよりも、今度は別の視点から、町民の健康、これについてお伺いをしたいと思います。

水道法の第1条、「公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」と書いております。課長、わかりますか、担当課長。同じく2条は、「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり」、もう1回言います。水道が国民、すなわち玖珠町民の日常生活に直結し、その健康を守るため欠くことのできないものである、こういうふうに書いております。これに基づいて、玖珠町も当然上水道拡張等をするわけですが、なかなか思うようにいかないのが行政ではないかと思っております。新しい課長がまた特別な俯瞰を持って前に持っていくのか、期待をしているところでありますが、実際は水道課長が殿様じゃないんですね。水道行政のトップは町長なんです。

それで、また町長に後でお伺いしますが、綾垣地区で非常に飲料水に困っている。水質が悪いということで、佐賀県の環境学会検査協会に3軒で依頼をしたそうです。その中で、一般雑菌が水道法水質基準で100ミリグラム・パー・リットル、これは水1リットルの中に物質が1グラム含まれている場合を言うそうです。これでいくと、100マイクロ・パー・リットルの中で280。次に鉄及びその

他の化合物が0.3ミリマイクログラム・パー・リットルのところが0.87、約30倍の鉄その他の化合物があると。次に、マンガン及びその他化合物、これが0.05マイクロ・パー・リットルが、舌が回らんですね、これは、0.412ということで、82倍の数字が出ているわけです。

そして、臭気、色度、色ですね。汚濁度。これが2度以下のところが3.9度ということで、そういうところで飲料不適ということで、この地域の人たちは、生活用水はすべてペットボトルを買ってくるとか、もう洗濯物はよそに行ってコインランドリーを使うというようなことをやっているわけですが、そういう中で、この健康に及ぼす害について、水道課のほうで調べたんじゃないかと思いますが、体への影響について伺います。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 綾垣地区のことは私も今初めて具体的に聞いたわけなんですけれども、これからまた調査もいたしますが、一応水質基準でございまして、50項目あります。植物や空気などのほかの暴路源からの寄与を考慮しつつ、平均体重50キロの人が1日に飲む水の量2リットルを生涯にわたり連続的に摂取しても人の健康に影響が生じない水準に、安全性を十分に考慮して設定されております。そのため、水質基準以下であれば問題ないと判断できます。

まず大腸菌ですが、基準値は「検出されないこと」になっています。大腸菌は人を含む動物の糞便由来の可能性があるため、煮沸するか塩素による消毒が必要となります。残りの3項目については、健康に関連する項目ではなく、水道水が有すべき性状に関連する項目に分類されており、生活利用上、または施設管理上の面から基準値が設定されております。

鉄の基準値は1リッター当たり0.3ミリグラム以下となっています。人間にとって必須な元素であり、一度に大量摂取しなければ健康への大きな問題はありませんが、水の味を悪くし、赤水の原因ともなります。カルシウム、マグネシウム等は硬度とも呼ばれ、基準値はリッター300ミリグラム以下となっています。健康への影響はほとんどありませんが、多いと石けんの泡立ちを悪くしたり、スケールが付きやすくなります。有機物の基準値は、リッター3ミリグラム以下となっています。植物由来のものや生活排水などが混入した可能性もあります。有機物としての数値で健康への影響を判断することは困難です。

各項目とも基準以下であれば問題ないと判断できますが、水の安全性につきましては、質問の4項のみで判断は難しく、基本的に50項目において判断する必要があります。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 私がお聞きしたいのは、それを続けることによって体にどのような影響が出るのかということをお聞きしたいんですね。

これは、私がちょっと基準をもらったんですが、鉄分をずっと摂ることによって、0.3ミリグラム・パー・リットルですね。多過ぎると下痢、嘔吐を起こす。このような水は色は、これは水道管の鉄の、鉄分なんかも含まれるんですが、そうじゃないところは地下水からの影響があるということだと私は

思っております。

そういうので、まだいろいろ調べてみたんですが、マンガン、カリウム、これは動物の死骸や排泄物等が水中に多量に含まれていると。そういうことで、混入した場合、有機物を含む水が、し尿等の汚水による汚濁の疑いがあると。ただ、これについては原因ははっきりどうなるかは、書いておりません。今度また調べたいと思います。

それで、例えばカルシウム、マグネシウム、こういうのが多いと洗濯に障害があり、さらに多過ぎると胃腸を害して下痢を起こすというのがある。だから、胃腸を害し下痢を起こすということが、それを続けると癌になると言う人もおるんですが、このあたりを福祉保健課長、急な質問ですが一応担当課長ということでお願いします。

○議 長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） あいにく資料ございませんので、詳細は答えできかねます。失礼しました。

○議 長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 非常に大隈、八幡地区の皆さんは水で苦労しているわけですね。これは県、大分県ですね。小規模集落の生活用水を安定的に確保するために、鉄、金気が多いところをろ過装置で浄水したらどうかと、こういう子どもだましみたいなのが出ているんですが、これを実際やった人がおるそうです。やってみたら、確かに水がよくなったと。しかし、何日置きかに砂を全部変えないかん。ろ過する砂を。そういうのを含めたときに、やはり町が上水道区域を拡張したりするべきじゃないかと思っております。

特に八幡の下綾垣地区は、上水道が来ている池の原から直線で約400ぐらいでもう家のところに来るわけですね。そういうのを前水道課長とも検討して、水道管が小さいとか何とか言うけれども、やる気になればできる。例えば夜間の水を使っていないときに受水槽をつくってやるとか、今大きな施設ではそういうのがどんどん取り組まれているということなんですが、こういう検討とか、まず町民の健康ということに留意しながら、この未普及地域の改善について町長はどのようにお考えになっているか、お聞きします。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

先ほど課長の答えの中に、綾垣、大隈、寺村地区の各地域の住民の皆さんから事情を聴取して実態調査を行いましたということで、基本的には水道というのは、基本的にですけれども受益者のご負担ということでして、この下綾垣地区が、その方が全戸皆さん希望して、その分の過去との整合性がとれば、それはやらざるを得ないと思うんですね。その下綾垣地区の方が、アンケート、一応調査させていただきますけれども、そのアンケートの中で全員の皆様が必要だということにおいて、そして、かつ受益者負担をどういうふうに応分していただけるということがつけば、それはもう過去の整合性があればやっていく。

だから、1軒当たりがどのぐらいの金額になるか、それはもうちょっと今後調査しなければいけないということなんですけれども、一応ことしの10月、今年度中ぐらいかけて予算も計上させていただきまして、コンサルタントですね。いろいろ調査をお願いしているというのが現状であります。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 町長の温かい答弁というわけではないんですが、希望すればと。当然、受益者負担というのは出てくると思います。これは綾垣のある人が、水が悪いということで個人で掘ったそうです。約300メートルボーリングしました。そしたら、400万ぐらいかかったそうです。小屋ついたり、ポンプアップのポンプを買ったり。それに比べたら安いと思います。だから、町長は玖珠町民の健康を守るべき、生命・身体・財産を守る責任者ですから、そういう面をよろしくお願ひしたいと思っております。

これは3月議会で町長が答弁しているんですかね。今言ったように受益者負担というのが当然出てくるぞということで、私は地域に行って話しております。ただ、上水道を拡張するのか簡易水道にするのか、これは後になりますが、給水施設をつくるのか、そのあたりがどうなるのかということについて、これは次の課長に、工事をする場合各戸の自己負担はどのぐらいかかるかということで、上水道、簡易水道、給水施設等設置の各戸の自己負担についてお伺いしたいと思います。

○議長（高田修治君） 梶原建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） 下綾垣地区に上水道、簡易水道、給水施設等を設置した場合の各戸の自己負担ですが、先ほど町長もちょっと言いましたけれども、平成19年度に八幡地区の飲料水調査をしました。調査対象戸数369戸、調査回収戸数355戸で、回収率96.25%であり、八幡地区の簡易水道計画へのアンケート調査で、その結果として、「将来公共水道施設が整備されれば加入したいと考えますか」の問いに対して47.3%でありました。このアンケートの中で、綾垣地区の小城、古後、下綾垣、中丁、上丁の5自治区については、「将来公共の水道施設に加入したい」の回答率が70%となっています。

来月より、玖珠町上水道近隣地区水道施設検討業務委託をいたします。要はコンサルに委託するわけなんですけれども、この業務委託の対象地区として、上水道隣接の綾垣地区、大隈地区、寺村地区の未普及地域を対象に、以下の3点を検討して整備案を策定する予定です。

1点目として、既存の上水道施設能力で区域拡張が可能かとして、配水流量や配水管口径別、また高低差等貯水槽の位置を検討して建設コストの算出をいたします。2点目として、公共の簡易水道施設、給水人口101人以上の条件が整えば、簡易水道施設への整備費の算出をいたします。3点目として、公共の給水施設、給水人口100人以下の条件となれば、給水施設への整備費の算出をいたします。

以上の内容で、具体的な試算を試みた業務を行う考えであります。その中で重要となる、上水道区域拡張となれば現在の給水受益者の負担となる水道料金の増加になることや、深井戸ボーリングでの飲料水確保となれば地域事情に即した給水区域の検討を要します。

質問の中では各戸の自己負担とありますが、給水配管布設状況でおのおの自己負担額の違い

が出ます。例えば、県道43号線に排水管の布設を行えば、県道付近の家と県道から離れた家での自己負担額は給水管延長により違います。また、各家庭給水人口により給水管口径も違いますので、一概に算出することは厳しいと考えます。ちなみに、上水道での一般的な給水受託工事費では、給水管口径13ミリで、県道・町道付近で、水道加入金及び工事費を含めて1メートル当たり概ね3万から5万円程度かかっております。

水道施設の整備案の検討をする中で、どのような地域事情に即した水道施設整備となるのか、また給水区域の設定等を行わなければ、工事費等の算出は非常に難しいものです。この業務委託については、12月末をめどに整備案を策定予定としております。その時点になれば、ある程度の自己負担額の算出は可能になるかとも思われます。

以上です。

○議 長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 町民の健康のために、そんなに長く置いていいのかと私は思います。夜も寝らんで取り組むべきじゃないかと。

この玖珠町水道ビジョン（案）、もう案はなくなっただけですね、これは。この2010、これによれば、非常にいいこと書いてある。ただ、健康のことについてはちょっとだけしか触れていない。そして、大隈、八幡については早急に進めなければならないというふうに思っているわけですが、大隈地区300人、綾垣地区280人ということになっておりますが、綾垣地区ばかりではなく八幡は全部そうなんです。山下のほうも、特に長小野あたりはもう水がない。田んぼの水を洗濯に使っているというところもあります。そういうのをやはり、課長になったらそういう地域はつぶさに巡回をして、そして町民がどのように水で苦しんでいるかということを見届けていただきたい、こういうふうに私は思います。

それで、本町の水道が目指すものということで、これ常に見ておるんですが、これは計画期間10年後の平成32年度なんですね。今は平成23年ということだったら、非常に遠い。そうなってくると、今苦労している人たちが大変じゃないかと。特に水質検査というのは安くなったようでもありますけれども、かえって特別な鉄分とかマンガン、これをするとなん万円になるわけです。これも水道課のほうで貸与してほしいと私は思っております。

いずれにしても、こういうのがあります。これは大野郡三重町の合併する前です。1990年（平成2年）、この山合いの子どもたちが水がよくないと。湧き水を四、五軒で共同で配水している。それで、大分県医科大学の三重保健所の水質検査で大腸菌や肺ジストマが検出され、大騒ぎになったと。これ、新聞記事です。再三、簡易水道づくりの話は持ち上がったが、水は健康の源、金がかかっても安全な水を確保しようという声と、雑菌がいるといっても下痢や腹痛を訴えた人はいない、抵抗力あると意見が2つに分かれたそうです。

それで、いろいろ町水道課と4年前に転勤した赤峰さんという人たちが、農村組合の整備モデル地区を適用して事業を国・県等からいただいて、1戸当たり27万円、16年間の返済なら年2万円で済む

ということで、42戸で組合ができて受益者負担になったということで、今は万歳をしていると、山合いの子は。うまい水が来たぞ、湧き水ほど冷たくないが水質がやわらかく、冬場の水不足から解放されたとなかなか好評。記念碑も建立されて、このほど地区民らと完成を祝ったと、こういう地域もあります。どうか町民主体の生活ということを頭に置いて、水道行政の普及に励んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅議員の質問を終わります。

次の質問者は、11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） こんにちは。11番宿利俊行でございます。平成23年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、光栄でございます。

さて、過ぐる4月24日の町議会議員選挙では、509.524票という多くの町民の方々のご支援で三たび当選の榮譽を賜りました。誠にありがとうございます。本席をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。今回の選挙は、東日本大震災のため自粛、選挙運動の時間の短縮などで町民に接する機会が少なく、心苦しく思っています。これからはいただきましたご厚情を胸に、初心に返り町政に携わり、皆様の代弁者として全力を尽くす所存でございます。何とぞご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、少々前置きが長うございましたが、質問に入らせていただきます。質問は、通告に従い一問一答で行いますので、よろしくお願いします。

まず1点目、行財政改革で経費節減はどこまで達成されたか。また、今後どのように進める考えか。イとして、役場庁舎内の経費節減について。ロとして、その他と。

私は、今回の選挙で一町民の方から、最近役場が配布する文書やチラシの紙の質が良過ぎるが、本気で節約されているのか調べてみてもらいたいという要望を受けまして、私もかねてから、今日的なコピー時代では避けられない面もあるが、町民サイドから見れば、1枚1枚がすべて町民の税金で賄われております。

経費節減は本気でなされているか。行財政改革では経費節減、夢実現と耳ざわりのいい表現はしているが、職員にはそのことが徹底しているか。一事が万事と申します。予算費目で申し上げれば、需用費と役務費が主な経常項目となります。つまり、需用費では、もうこれは私が述べるまでもありませんが、光熱水費、消耗品費、燃料費、印刷製本費等であります。また、役務費では通信運搬費とあります。昨年の当初予算と比較して見るときに、今年度の当初予算比ではほとんど変化はなく、むしろ幾らか上昇している。価格などの値上げが見込まれていますが、経費節減が徹底していれば前年度よりもマイナス計上であってよいはずと思います。

そこで、その中の1つだけお聞きしますが、本町の節電計画があればお聞きしたい。国は7月から電力使用制限令を発動することになっています。企業や各家庭が節電の取り組みをしなければならないようになるが、経費節減のよいチャンスと思います。本町はどのような取り組みを考えているか、

まずお尋ねします。

○議 長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えいたします。

本町の行財政改革についてでございます。平成18年3月に策定されました玖珠町集中改革プラン、行財政改革5カ年計画によりまして実施してきたところであります。

具体的に節電、一番最初もうそこからでよろしゅうございますか、はい。節電計画があるかということにまずお答えをしたいと思います。これにつきましては、先日、6月9日付をもちまして総務課長名で職員各員に、下記の電力需給対策に係る庁舎の節電管理ということで通知を出したところであります。

この通知の前提となりましたのは、3月11日の東日本大震災により、東京電力及び東北電力管内における電力供給力が大幅に低下するということに対しての、政府から、5月13日に電力需給緊急対策本部からの夏季電力需給対策についてという通達が参ったところであります。それに基づきまして、本庁舎の節電対策としての具体的な項目であります。庁舎の冷房開始要件として、6月、9月の間で館内温度28度以上、不快指数80ということで冷房を開始する要件にしようということと、庁舎の節電につきましては、庁舎内の照明が主になろうかと思います。可能な限り節電を心がけることを周知し、具体的には誰もいない便所、会議室、スペース等の消灯、それからまた窓際といいますか、日の当たるスペースについては消灯に心がけるということで、具体的な削減計画については以上の内容で周知をしたところであります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 今、総務課長から節電計画がありというのを今お聞きしたんですが、私は今回町民の方から、役場の自治委員文書やあるいはチラシやら通達あたりのこの紙の質が、非常に最近上質のものばかり使うが、そういうことでいいやろかというようなことを聞いたときに、これは紙だけじゃなくして、やっぱり役場のいわゆる経費節減といいますか、やはり辛抱をどれだけしておるかというのは、私たちも含めてやはり見えなかったんですね。

そういったことを直に町民の方から聞いてみて初めて、これはこれまで行財政改革の中ではそういうふうなことを言ってきたけれども、本当に実行されているかなというような気がやっぱりしたわけなんですよ。

今回、ああいうふうな東日本の大きな震災がありまして、そして、特に原発等の問題が出てきて、節電というふうなことがまずさしあたってきたんですが、これまで私たちは電気というのは幾らでも使えるものであるし、幾らでもあるものだというふうに思ってきたわけなんですよ。ですから、今後はやはりそういったことを、いわゆる経費の節減をするときに、今課長のおっしゃった、庁内の冷暖房温度を上げるとか、あるいは職員はクールビズでネクタイを締めてこんでいいごとするとかいうふうなこともあります。もう少し、例えば役場のサマータイムの導入をするとか、それか庁舎のこ

の電気の施設を、太陽光発電でも上げてやるとか、それとか、自動販売機あたりが結構設置されているが、そういった自動販売機あたりの電気の節約をするとか、そういったことはお考えになったことはありませんか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

ただいまのサマータイムの導入ですとか太陽光発電、自動販売機等の節電対策というところがございます。サマータイムにつきましては、現在具体的に検討はいたしておりません。それから、太陽光発電につきましては、各施設、昨年度、国の経済対策交付金事業関係で小学校の太陽光の導入を図ったところであります。また、これまでの事業の経過におきましては、今村の町営住宅でも太陽光発電を導入して、経費の節減ということで取り組んできたところでもあります。

いろんな経費節減があらうかと思いますが、また場をいただければ、総括的に行財政改革の視点からこれまで取り組んだ内容も述べさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） ぜひ課長、特に全職員にそういったやはり節約といいますか、節減対策をしっかり皆さんに周知して取り組んでいただきたいと。そうすることが、やはりこの行革と言われました夢が実現をしていくことではなかろうかなと、そういうふうに思います。

節約はしたが、その節約したものが例えば妙な方向にいつてしまったんでは、これはもういくら職員が努力しても、また町民もそういうふうにやっぱり評価ができないのじゃなかろうかなというふうに思いますので、ぜひそういうことも私はいたしてもらいたいということでございます。

これは、私はただ庁舎内ということに通告はいたしておりますが、特に庁舎以外、玖珠町の予算書から出る金ですね。例えば部外といいますか、学校ですね。公民館、それから給食所。そういった外部の節電対策とか、その辺は私はどう見ても、今年の予算あたり見ても、去年とほぼ同じか、あるいは去年以上の積み上げがされておることですから、徹底はしていないんじゃないかなというふうな気がするんですね。

特に学校あたりでは、これは私が近所における関係で、プールの水を一晩じゅう入れてポンプが稼働しておるといようなこともあるし、水は垂れ流しで、そして管理人が来なければいつまでも水が出放し、ポンプは稼働しておる、そういうふうなことがちょいちょい見受けられます。やはりこうしたのは、この庁舎内だけでなくして庁舎外のそういったところもやはりしっかり見直しをしていただきたいなというふうに思っております。

これは参考までですけれども、昨年、さっき総務課長おっしゃったように、景気対策の一環で各小学校の4校ですか、太陽光発電を上げて、もちろん1校当たりが3,000万とか4,000万とかのかなり大きな額ですけれども、今日的ないわゆる低炭素社会の実現というかそういったことで、化石燃料からそういう太陽光、あるいは風力発電、そういうものを使ったほうが燃料を使っていくわけですが、これは事前に教育課長にちょっとお話しして、参考まででいいですから、この実績というか、ちょっと

日が浅いので実績が出ているかどうかわかりませんが、もし今日までの経過がおわかりになれば、ちょっと教えるようにしていただくとありがたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本学校教育課長。

○学校教育課長（穴本芳雄君） 議員お尋ねの、小学校の太陽光の実績ということでございますけれども、昨年度の設置でございまして、稼働が12月からということでございます。森中央小学校、塚脇小学校、八幡小学校が12月でございまして、北山田小学校は建築の関係がございましたから本年2月からの稼働ということでございます。

3校のこの対前年、平成21年度と22年度の12月から3月まででございすけれども、比較しますと、総合計で3校の電力の支払いが125万6,000円に対しまして、平成22年度が122万円ほどでございます。ですから、21年度に対しまして2.8%の減ということでございますが、太陽光は発電をしましてまず施設に使っておりますので、ですから、ちょっと私どももまだこの金額の比較のみでございまして、中身がどのようにというのはまだ、そこまでは分析をしておりませんから、これ以上のお答えは、このお答えということでございます。

○議長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） そうしますと、非常にまだ本年1月、2月、3月、4月、三、四カ月程度ですから効果というのは若干薄いような気がしますけれども、やはり効果は私は十分あるなど。ただ、今申しましたように、やっぱり初期投資と申しますか、最初の投資額が非常に大きゅうございますので、これは長期間にわたらないと本当に効果があるかないかということとは言えないわけですが、しかし、今日的なエネルギー政策の中では、やはりこれは行政としては避けては通れないのではなかろうかなと、そういうふうに思うんですね。したがって、先ほど言いましたように本庁のこの屋上でも、やはりこの庁舎内の使用電力の幾分かでもそういったのを設置して、節電に向けたらいかがかなというふうに私は思っております。

いずれにいたしましても、節約、節減というのは非常に厳しゅうございます。しかし、これはやはり職員、それから私たちも含めて継続してやっていかなければならないことではないだろうかなというふうに思っておりますので、今後ともさらなるご精進を賜りたいということでございますので、この項は終わります。

次に、2点目でございますが、玖珠災害時避難場所について。

イとして避難場所の変更は地区住民の理解が得られているのかと、ロとしてその他ということにしておりますが、東日本大震災も去る6月、昨日、一昨日ですか、3カ月を経過しました。先が見えない復興計画の中で、避難生活者が9万人いらっしゃるそうでございます。そして、9万人の方々が東北3県で、約30カ所の小・中学校の体育館などで避難生活を余儀なくされているというふうに報道をされております。

本町もさきに、5月1日付でこういうふうな、先ほどの片山議員さんとちょっとダブリますけれども、チラシを町民にお配りしたということを担当課長さんが説明をしておりましたけれども、結構な

ことでございます。ただ、このチラシを私見る限り、チラシそのものは結構なんですけれども、変更前と変更後、変更後は12カ所ですか、変更前は17カ所ですかね。なぜこういうふうに避難場所を縮小したのか。私は、その後の森、玖珠、北山田のほうは自分が住んでおるわけじゃないからそう詳しくはないけれども、一つだけ、例えば小田地区の方なんです。小田地区の方が塚脇小学校に避難をする。この変更からしてそのようになっているわね。

どうも私は実情にそぐわないというか、本当にこれは地元の方のいろんなご意見をお聞きしてしたのか。先ほど課長は、消防ですか、消防団とそれから職員で協議をされたと言われておりましたんですが、それはちょっといかなものかなと思うんですけれども。

なぜ私がそういうことを言わなければならないかという、余りにもこの変更計画が拙速過ぎるんじゃないかなと。先ほど、これはいずれ地域防災計画の見直しをするとおっしゃってあったんですが、再度再検討して精査する考えがないかどうかですね。余りにも役人的な発想としか思えないんですよ。役人的なと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが。

やはり、先ほども片山議員さんがおっしゃったように、住民の避難場所はまず自分たちで、そして自治区で、それから自治組織、いわゆるコミュニティーなどの単位でやっぱり議論をしかりして、それぞれが理解をやはりしておくことが大事じゃないかなと。これは昔から言われているように、備えあれば憂いなしと申します。私はそういうふうに思うので、もう一度課長のご答弁を求めます。

○議 長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） ご質問にお答えいたします。

玖珠町の避難所については、わらべの館やメルサンホール、各地区の自治会館や小・中学校など、町内12カ所の建物を避難所に指定しております。東北大震災については、議員さんの先ほどお話ししたとおりであります。

そのような中で、大分県も地域防災計画の見直しに着手し、玖珠町においても地域防災計画を見直しております。しかしながら、災害はいつ発生するかわかりません。当然ながら、地震の発生以外にも梅雨の豪雨、及び台風の強風など毎年起こっております。そのためには、緊急時の避難所についていち早く知らせる必要から、4月に、先ほど言いましたように4月に消防団の部長以上会議及び全課長により組織されている玖珠町対策本部会議を開催し、議論したところでございます。

質問の避難所の変更については、玖珠町の災害想定区域における変更の重点項目として、土石流の危険区域、急傾斜危険区域及び耐震等を勘案しながら変更したところでございます。

なお、避難所及び避難地区の指定の住民周知については、5月15日の自治委員文書において全戸配布したところでございます。ご理解をお願いします。

また、町報7月号において防災特集の記事を掲載する予定ですが、その中においても避難所を掲載することとしております。

以上です。

○議長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） これ以上、課長4月に代わったばかりということで、新しいセクションで大変だろうと思うんですが、やはりこういった町民の生命・財産にかかわることは余り急いではいけない。また、急がなければならないこともあるけれども、しっかりこれはやはり地域住民に理解をさせるということが、やはりいざ災害が起こったときに役場の職員が指図するんじゃなく、町会議員が指図するんじゃなく、自らが命をやはり守るという、そこが大事なんじゃないかなと、私はそういうふうに思います。

ただ、私八幡に住んでおりますし、八幡地区のことで大変恐縮なんですけど、これは、私もこれまで八幡に七十数年住んでおりまして、自分たちが災害のときに避難場所ぐらいいは、平素から私は認識をしているつもりです。これまでも、これから八幡地区の住民のほとんどの方が、八幡の小学校の講堂、いわゆる体育館が避難場所だと思っていましたら、いつの間にか八幡の公民館、今の自治会館ですね。そして、それがまた今回この変更で八幡中学校に変えられておるんですね。

なぜこんなに避難場所をごろごろ変えなければならないのか、私は理解に苦しむんで、その辺の過去の経過をきちんと説明してほしいと、そういうふうに思います。

○議長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） お答えいたします。

八幡小学校から八幡自治会館への変更については、自治会館が新築された時点ではないかと考えております。そして、このたび八幡自治会館から八幡中学校への変更についてであります。避難場所の見直しを行いました中で、八幡自治会館が急傾斜危険区域内でありましたので、避難者の安全を考慮し、変更場所の検討を行いました中で、公共の建物で多くの人が避難できる場所として八幡小学校と八幡中学校が該当いたしました。しかし、建築年の新しい八幡中学校へ変更を行ったところであります。

以上です。

○議長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 課長も前のことはわからないからということかもしれませんが、そういう単純なというか、その理由で避難場所をくわーんと、地域の皆さんのやはり本当に生命・財産を守り、そしてさらに安全・安心しておられる場所がわずかに、八幡の公民館が、立派なのがあったからそこに小学校から移したんだと。もしそういうことであるならば、非常に私は残念というか、あなたも八幡に住んでいらっしゃるし、今八幡の小学校は、子どもたちは毎日勉強に使っているんですよ。校舎も、講堂も、体育館も。

そういうところに地域の住民が、これまでずっと八幡の地域の皆さんの避難場所は八幡小学校だということで、みんながそういうふうに思っておるし、私自身も思っておる。それが、今課長がおっしゃったようにそういうことになると、私は非常に理解しにくいんですね。

そして、八幡の中学校に今度は移したと言うけれども、八幡の中学校と小学校はそもそも併設校な

んですよ。しかも、中学校はもうあなたのご存じのように、非常に入り口やら道路が狭隘な部分があるんですよ。だから、いざというときに、大型の救急車やトラックが来たときに、私はあそこは非常に使いにくいと。中学校の体育館、あるいは中学校にしても。中学校は運動場と言うけれども、そうはいかない。ですから私は、中学校に変更するならば、なぜまた小学校をお使いにならないのかなということなんですね。

だから、私はどうも、余りにも本当に地域の皆さんの避難場所を真剣に考えておらないんじゃないかというふうな気がするんですよ。ですから、今後、再度見直しのときに考えられるか考えられないか、ちょっと。

○議長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） お答えいたします。

今ご質問の、小学校と体育館の比較みたいなのがありましたですけども、この変更場所を検討の中で、先ほど申しましたように危険箇所と、あと地震対策等がありまして、もうご存じと思いますが、小学校の講堂については法で言う500平米の面積未満ということで耐震の診断を行っておりませんので、耐震設計を行ったことが確実な体育館のある中学校のほうへ変更いたしました。

以上です。

○議長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） それは、いわば行政の一つの責務であって、今耐震が云々ということになると、これは、私は以前教育委員会のほうにこのことについて質問したんですが、ここは500平米以下で耐震調査のあれには入らないんですね。というふうに私は聞いております。したがって、築50年たってもなかなかそういうわけにもいかないということで、現実には学校を子どもたちが使っておるんですから、そこに地域の保護者やあるいは地域住民が避難場所とするのに何が不都合がありますか。

もし構造が悪いとか耐震調査をしていないからと言うならば、これは当然早急に耐震調査をするなり、あるいは八幡の学校施設だけじゃない、今言うようにこれは八幡地区の避難場所としても私は考えていかなければならんんじゃないかなと。町長、どうですかね。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） なぜ小学校にこだわるかもちょっと私わからないんですけども、やはりこの現時点で一番安全性を考えたところが中学校だという判断したものですから、そういうところでご理解していただければということですね。

いろいろその時期時期、時期によっていろいろ違ってくると思うんですね。小学校から自治会館ですか、そこに変わって、自治会館は新たに急傾斜地に指定されたと。それだったらもう新たなところですね。その場所の最大のところが中学校ということで、もし八幡の皆さんとか皆さんが小学校がいいと説明できれば、その辺やぶさかでもない。変わってもですね。

その説明が、我々の判断のところ、中学校が一番避難地とすれば最大のところということで出したというふうに認識しております。

○議 長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 町長はよくわかっていないんですね。こだわるかとか、避難場所はこだわるかとかこだわらんとかいうような問題じゃないと思うんですよね、これは。これはやはり地域の者がやはりここが一番安全だという、そこなんですよね。ですから、やはりそこに行政の事情だけでそう言われるとなかなか困るなど、私はそう思いますね。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 行政の判断は、やはり一番そこで一番安全性ということを考えた。単にそれだけでございます。

○議 長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） そうしますと、八幡小学校の講堂も自治会館も安全ではないということですね。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） そういう言葉じりをとらえたあれというのは、非常に心外ですね。安全じゃないという、それは避難場所としてあれでしたから安全ではないということは、考え方がちょっと違うんじゃないかと。より安全なところというふうに判断していると。これを変えたからそこが安全じゃないという理論づけは、多分合わないと思います。

○議 長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） これ以上問答をしたって先に進まないからあえて申しませんが、やはりいずれにしても現在、小学校の子どもたちもこの場所を使っているわけなんですよね。ですから、ここに仮に大きな災害が起こってあそこを避難場所としたって、何ら私は問題ないんじゃないかなと。もし、変えることのほうが地域住民は戸惑うというような気がいたしてなりません。ですから、その辺は、今後またこの防災計画の見直しをなさるというふうなことでございますので、今後そういった機会の中で取り上げていただければありがたいというふうに思っております。

そうすると、町長、中学校がより安全だとおっしゃられたんですが、そうすればこれから例えば八幡の地域住民に避難場所の標識やあるいは避難ルート、それからさらに障害者、いわゆる災害弱者とも申しますか、障害者あるいは高齢者、そういった方々にはどんな手だてをなさる考えか。

○議 長（高田修治君） 平井環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） 災害時の避難体制についても、今度の防災計画の中で精査していきます。

今考えておりますのは、弱者等についてはもう消防団が地元で詳しいので、消防団のほうと、あと福祉のほうと、そちらのほうで協議しながらこの防災計画の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 今、防災課長は、障害者については福祉あたりとも検討するというようなこ

とですが、福祉課長さん、そういうふうに認識しとっていいですか。

○議 長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

おっしゃるとおり、一番災害において避難を困難とし、また見落としがちな災害弱者と言われる方々につきましては、昨年の夏、12月のご質問のときにもお答えしたんですけれども、1,230名の名簿が上がっております。

それぞれお一方には3人の支援者、また一番身近な連絡先の方等の個人情報が入ったたくさんの情報をいただいております。民生委員初めその3人に該当する方と早急に連絡がとれて、それから各地区の消防等の支援の方々との連絡調整ということで、今、今年度の当初予算のときに、お1人ずつが冷蔵庫の中に個人情報が入って、どこの病院までかかっているかというような情報の入った筒を差し上げて、それを配置するということの段取りができております。今、民生委員さんとお話し合いをしているところでございます。シミュレーション等をしながら、両方とあわせて、さらに防災のほうと一緒に考えてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） なぜ私がそういったことを言わなければならないかというと、今回東日本大震災でありますと、これは4月20日付の大分合同新聞に載っておったわけですが、先ほど片山議員さんがおっしゃったように、まず玖珠町では津波が来る心配はないんですね。まず、私は100%ないというふうに。玖珠町に津波が来たときは大体日本は皆沈むなど、そういうふうに思っておりますから、まずないと。

しかし、台風時やあるいは梅雨時期に大雨と地震が一緒に来たときは、これは海の津波があるように、山の津波というのがあるんですね。山が崩壊するとか、そういうこともありますし、そのときに、今回のこれは教訓にさせていただかにはやらんですが、東日本大震災では実に65歳以上の方が65%近く亡くなっているんですね。

ですから、やはり災害弱者、いわゆる高齢者対策というのは非常に大事なことでなかろうかなと思っておりますし、その中でも特に70歳以上ですね。ここらはまだ、さらにその65%のうちの24%が70歳以上の高齢者であったというふうに言われております。どうかそういったことを今回この防災計画の中に十分生かされて、そして今後本当に町民が安心して暮らせるようなまちづくりにしていただきたいというふうに思っております。

これをもちまして、私の質問を終わります。ご協力ありがとうございました。

○議 長（高田修治君） 11番宿利俊行議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日14日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時34分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成23年 6 月13日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 大 谷 徹 子

署 名 議 員 片 山 博 雅